



武蔵野市
緑の基本
計画
2019

武蔵野市

平成31年3月

改定にあたって

武蔵野市では、昭和46(1971)年から「第一期長期計画」の重点事業として「緑のネットワーク計画」を掲げ、積極的に公園緑地の保全や拡充を進めてきました。昭和48(1973)年には、当時全国でも唯一、緑をテーマとする「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、「緑は市民の共有財産」を理念に掲げ、市民と市の役割を明確化するとともに、次世代に引き継ぐ決意を表しています。

平成6(1994)年の都市緑地保全法の一部改正により、区市町村の地域性や独自性を活かした計画として「緑の基本計画」の策定が位置づけられました。このことを受け、全国に先駆け、平成9(1997)年に「むさしのリメイク(武蔵野市緑の基本計画)」を策定し、平成20(2008)年には、「武蔵野市緑の基本計画2008」として改定を行い、緑化推進や緑化活動への市民参加など、緑の保全と創出に取り組んでまいりました。

近年では、都市公園法をはじめとする緑に関する法制度の改正など、都市公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの変化を的確に捉えるために、10年が経過した旧計画を「武蔵野市緑の基本計画2019」として、この度改定いたしました。

改定にあたっては、平成27・28(2015・2016)年度に「第五期緑化・環境市民委員会」を設置し、さらに平成29(2017)年度から2か年をかけて「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」を設け、社会動向などを踏まえ、多くのご意見を伺いながら作業を行いました。

この緑豊かな環境を、次世代の子ども達に残していくために、「武蔵野市民緑の憲章」の理念を継承するとともに、旧計画からの将来像を「武蔵野市緑の基本計画2019」に引き継ぎ、より一層市民、民間、行政との連携を深めながら、緑豊かなまちづくりを進めてまいります

最後に、本計画策定にあたりまして、ご尽力いただいた「第五期緑化・環境市民委員会」、「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」の皆様、ワークショップやオープンハウス、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。



平成31年3月
武蔵野市長 **松下 玲子**

武蔵野市民緑の憲章

[昭和48年4月19日告示第18号]

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。

私たち武蔵野市民は、この市民による自治という基本理念にたち、「平和な緑と教育」のふるさと武蔵野市をつくっていくために、市民緑の憲章を定める。

緑は、太陽が照りかがやき、豊かな水と土に恵まれたところに、のびのびと生育するものであり、私たち市民の生活環境水準をしめす的確な指標である。

人間と自然との調和のないところに、あかるい市民生活、ことに児童の健康、老人のやすらぎはありえない。

だが、今日緑はうしなわれ、公害とあいまって、私たち市民の生命の危機すらまねくにいたっている。

緑の回復は、武蔵野市民の基本的課題となっている。

私たち武蔵野市民は、ただかつての武蔵野の郷愁にひたることなく、ふるき武蔵野の緑をまもり、今日ある緑をそだて、新しい武蔵野の緑をつくりだしていくことを決意し、ここに市民ならびに市政の目標を明らかにする。

私たち武蔵野市民は

1. すべての緑はみんなの財産として、大切にする。

緑は、個人の庭先のものであれ、公園・街路のものであれ、ひとしく市民すべてが共通に享受するものと考えて大切にする。

2. 常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える。

緑の生育には長い年月がかかることを考え、緑の保全とともに増植を積極的に行い、これを次代の市民に継承する。

3. 自発的に緑化運動を推進する。

市民の努力と創意をあつめ、多様なかたちで自発的な緑化運動をくりひろげる。

4. 市の緑化計画と、その実現に参加する。

市政に緑化の計画的推進をもとめ、計画とその実現に参加する。

武蔵野市は

1. 緑化計画を定め、推進体制を確立する。

市民参加のもとに長期・短期の緑化計画を定め、これを実現するための強力かつ総合的な行政体制を確立する。

2. 緑のネットワークの充実を積極的にすすめる。

緑のネットワークの充実を計画的に推進し、市民による緑化に先導的役割をはたす。

3. 市の施設の緑化を、市民に率先してすすめる。

武蔵野市が所有・管理する全ての施設の緑化を、市民に率先して計画的に推進する。

4. 学校・団地・企業などに自発的な緑化をもとめる。

武蔵野市内に学校・集合住宅・商店・工場などを建設管理する者にたいして、この市民緑の憲章にもとづく緑化推進の協力をもとめる。

5. 近隣の自治体と協力してひろく緑化を進める。

武蔵野市民の自発的な緑化運動を基礎として、近隣自治体等の協力のもとに、広域的展望をもった緑化政策を推進する。

目次

第1章

武蔵野市の緑の経緯と概要

- 1 武蔵野市の緑に関するこれまでの経緯 6
- 2 緑をとりまく社会背景と主な動向 6
- 3 緑の基本計画とは 7
- 4 武蔵野市の緑をとりまく概要 9

第2章

緑の基本計画2008の評価

- 1 緑の基本計画2008の評価 16
- 2 計画の論点整理 19
- 3 改定のポイント 22

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念：「緑は市民の共有財産」 24
- 2 将来像：「緑の量・質ともに豊かな武蔵野市」 25
- 3 計画のテーマ 26
- 4 計画の目標 26
- 5 緑の方針 28

第4章

将来像を実現するための施策

- 1 施策体系 32
- 2 基本施策と個別施策 33

資料編

- 1 個別施策 主な取組み一覧表 43
- 2 旧施策の進捗と本計画での対応 44
- 3 緑に関する法改正等の解説 48
- 4 東京都の緑に関する計画の解説 50
- 5 緑のデータ(抜粋編) 51
- 6 地域別の緑の特徴 53
- 7 緑の仕事 56
- 8 暮らしの中で緑を楽しむための主なサポート 57
- 9 計画策定の経緯 58
- 10 緑化行政の歩み 64
- 11 用語解説 65

・本文中に*がある用語は、資料編の11用語解説に解説があります。

第1章

武蔵野市の緑の 経緯と概要



第1章

武蔵野市の緑の経緯と概要

1 武蔵野市の緑に関するこれまでの経緯

本市は、都心から近い立地にあり、利便性が高く、低層住宅地が広がる地域であることに加え、都内有数の商業地や企業の先端研究施設、多くの大学などを有しています。

まちなかに目を向けると、都立井の頭恩賜公園などの大規模公園や樹林のある公園の緑と、玉川上水・千川上水などの水辺が調和しています。さらに、住宅地の花と緑、街路樹、遊び・休息などで親しまれている小規模公園、農地、屋敷林・雑木林などの多彩な緑が身近にあり、これらの要素が住みたいまちとして評価されている要因の一つとなっています。

緑豊かで住みやすいまちとなった背景には、緑は市民の共有財産として、市民一丸となって緑を守り、新たな緑を育ててきた経緯があります。昭和46年には、緑化市民委員会(後の緑化・環境市民委員会*)が設置され、継続的に緑と水辺の整備や保全などに関する検討と提言を行ってきました。昭和48年には、全国にも類を見ない緑をテーマにした「武蔵野市民緑の憲章」が制定され、現在でもこの精神は受け継がれており、緑は、本市の良好な住環境の形成

になくてはならないものとなっています。

このように本市にとって大切な緑は、公園緑地の整備・拡充や開発などに合わせて新たに創出されていますが、維持管理の負担などから民有地では減少傾向にあります。また、公園には、高齢化が進んでいることや単身世帯の増加による地域とのつながりに対応する交流の場や、保育園の園庭の代替としての機能などが求められるようになり、その役割は多様化しています。

2 緑をとりまく社会背景と主な動向

緑は、ヒートアイランド現象*の緩和、豪雨・台風の防災・減災対応、生物の生息場所の確保などの役割が期待されています。また近年、少子高齢化、公共施設の老朽化、財政面の制約などの問題が生じており、緑の分野においても将来を見据えた対策が求められています。そこで国では、社会が成熟化して価値観も多様化する中、緑とオープンスペース*の多面的な機能をより発揮していくために、平成29年5月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を公布し、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法などを改正しました。(〔表1〕)

〔表1〕 緑に関する法改正の主な内容

都市公園法の主な改正内容	◎都市の貴重な緑とオープンスペースである公園の資源を有効に活用して、公園を再生・活性化するために民間などによる施設の設置管理制度の創設 など
都市緑地法の主な改正内容	◎市民や活動団体が主体となって市民緑地を整備・活用する制度の創設と拡充など ◎緑の基本計画に記載することが示されている主な事項(改正事項は下線箇所) ・緑地の保全及び緑化の目標/緑地の保全及び緑化の推進のための施策/都市公園の整備及び管理の方針・その他緑地の保全及び緑化の推進の方針/特別緑地保全地区内の緑地の保全/生産緑地地区内の緑地の保全/緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進など→ 第3章の5「緑の方針」を参照
生産緑地法の主な改正内容	◎生産緑地地区*の指定の面積要件が300㎡以上に引き下げられ、従来の面積より規模の小さい農地でも生産緑地地区に定めることが可能 など

また、平成24年には「生物多様性国家戦略2012-2020*」の策定により今後の自然共生社会のあり方が示され、平成28年には「持続可能な開発目標（SDGs）*」推進のための実施指針が決定し、経済・社会・環境を統合した持続可能な開発の取り組みが進められています。

これらの主な動向を受け、本市においても実情を踏まえて対応していくことが求められます。また、緑は、公園緑地などの公共の緑だけでなく、住宅地・企業・大学・農地などの民有地の緑から成り立ち、私たちの日々の暮らしに潤いや安らぎをもたらしていることから、市全体の緑における保全と創出及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。

つ計画的に実施するために策定するものです。〔図1〕

(2) 緑の基本計画改定の経緯

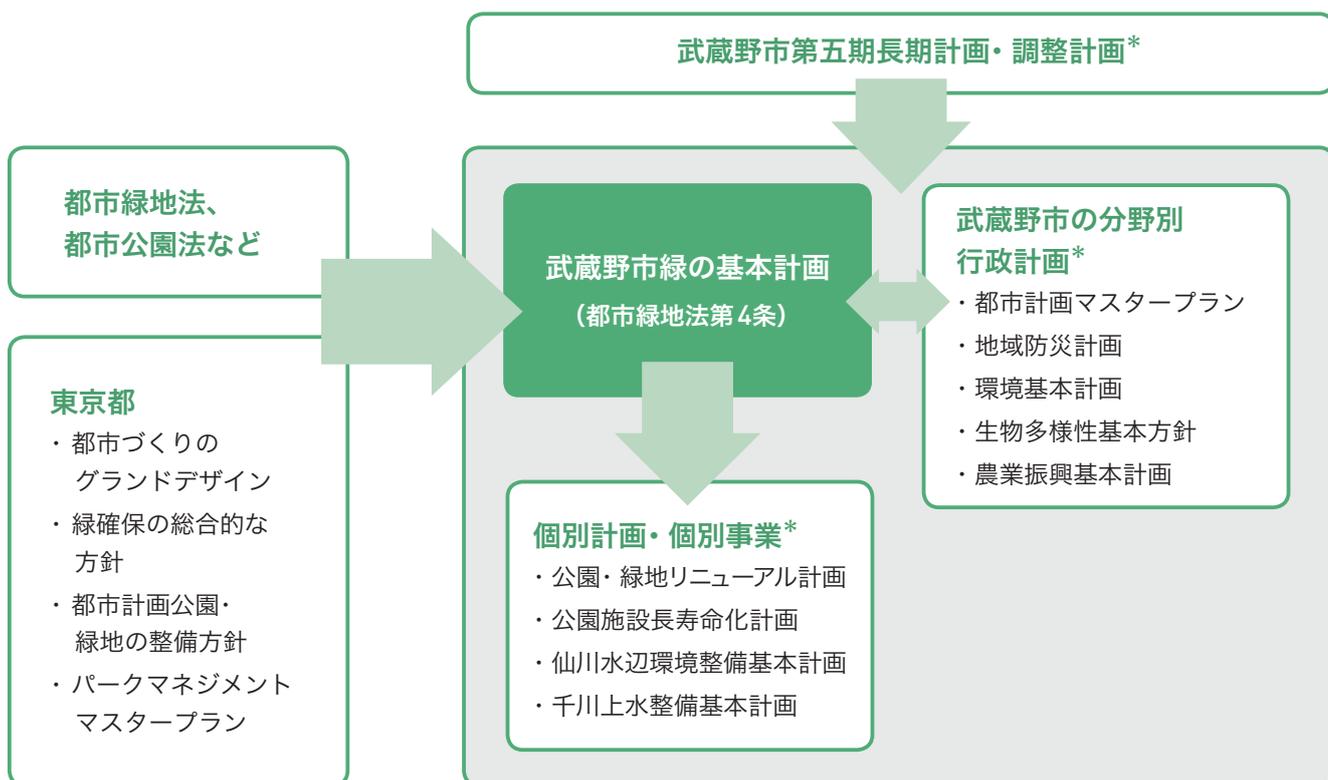
本市では、平成9年に「むさしのリメイク（武蔵野市緑の基本計画）」を策定し、その後、平成20年に計画の改定を行い、「武蔵野市緑の基本計画2008」を策定しました。

改定後10年が経過し、これまでの計画の成果を活かしつつ、本市の実情や緑をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し、緑施策を総合的・計画的に展開するため、「武蔵野市緑の基本計画」の改定が必要になったことから計画に専門家や市民、地域で活動している方の意見を反映するために、平成27年・28年度に「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」を開催し、提言としてとりまとめています。平成29年・30年度には、学識経験者・市内の企業・農業委員・緑ボランティア・公募市民からなる「緑の基本計画検討委員会」と、庁内で横断的に緑に関する施策を検討する、「庁内検討委員会」を設置し、さらに、広く意見を取り入れるため、ワークショップ*・オープンハウス*・パブリックコメント*などを実施し、様々な視点から議論を行いました。〔図2〕

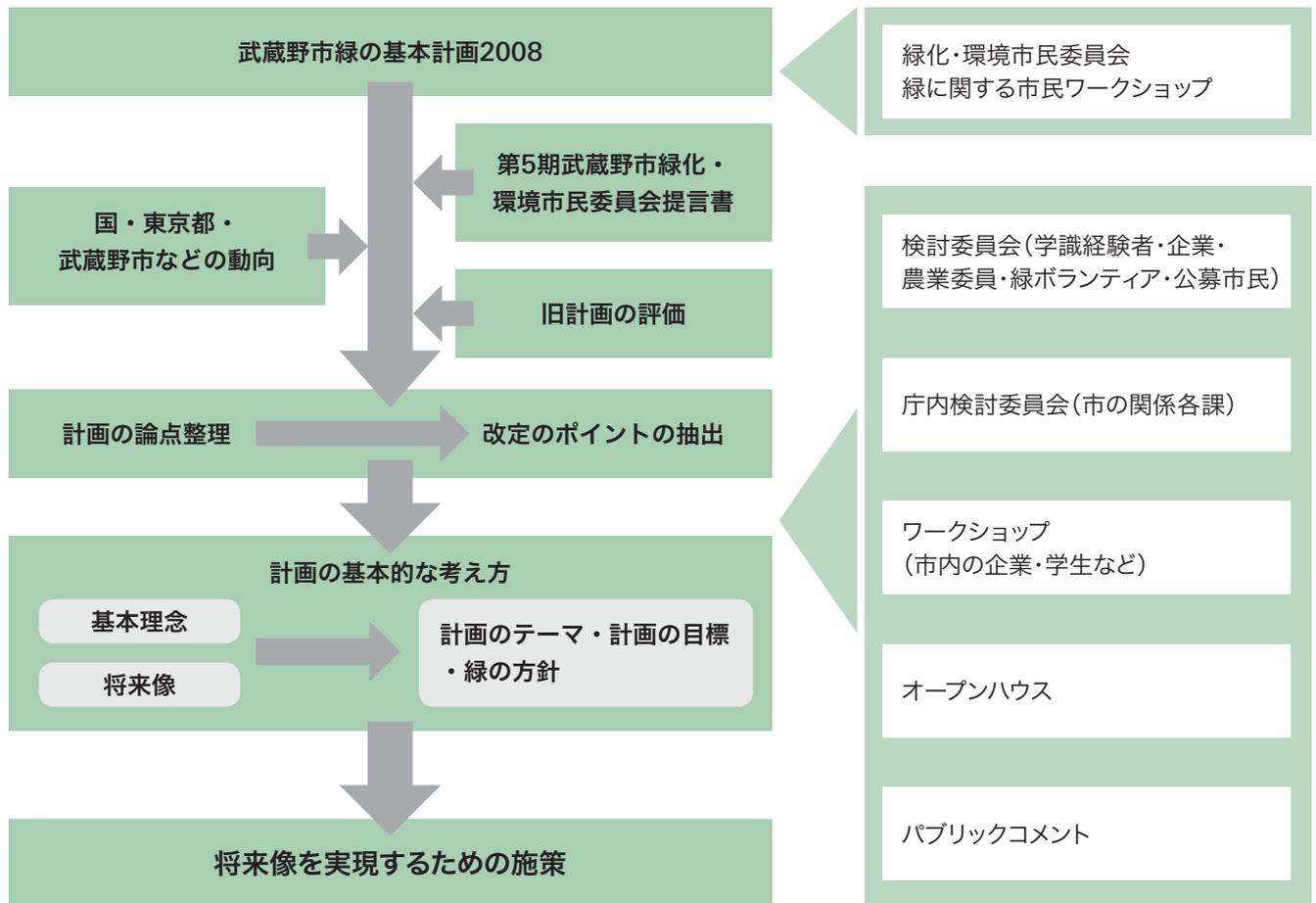
3 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画について

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される計画で、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的か



〔図1〕 計画の位置付け



[図2] 計画改定の流れ

(3) 緑の定義と役割

緑の基本計画における「緑」について、その定義と役割を示します。

緑の定義

緑の基本計画の対象となる「緑」は、樹木や草花などの植物に限らず、生息する動物や昆虫などの生物を含むものとし、公園緑地、農地、屋敷林・雑木林、学校の樹木や花壇、玉川上水・千川上水・仙川などの水辺、街路樹、駅前広場の緑、住宅の花や庭木、神社や寺の緑、企業・マンション・商業施設などの緑とします。

上記で述べた「緑」は、市民の生活環境を様々な面で支えており、主に次に示す役割を担っています。

◎都市環境改善の機能

- ・地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象*の緩和、大気の浄化、騒音の低減、雨水浸透・保水機能など

◎生態系の保全

- ・生物の生息・生育環境の創出・保全、生物が緑地・水辺を移動するための回廊の形成 など

◎潤いと健康・レクリエーションの機能

- ・心身の潤い、憩いの場、運動・遊びの場、自然とのふれあい、環境教育の場、様々な社会参加の場 など

◎防災機能

- ・火災の延焼防止、避難場所、避難路、災害復旧拠点 など

◎都市景観の形成

- ・季節感を感じる景観の形成、良好な街並の形成 など

◎地域の活性化

- ・地域のお祭りやイベントなどのにぎわい空間 など

◎地域の歴史の継承

- ・農地、屋敷林・雑木林・社寺林・上水などの歴史を伝える機能 など

4 武蔵野市の緑をとりまく概要

(1) 立地

本市は、都心から約20km西方にあり、東京都特別区と多摩地域をつなぐ位置にあります。

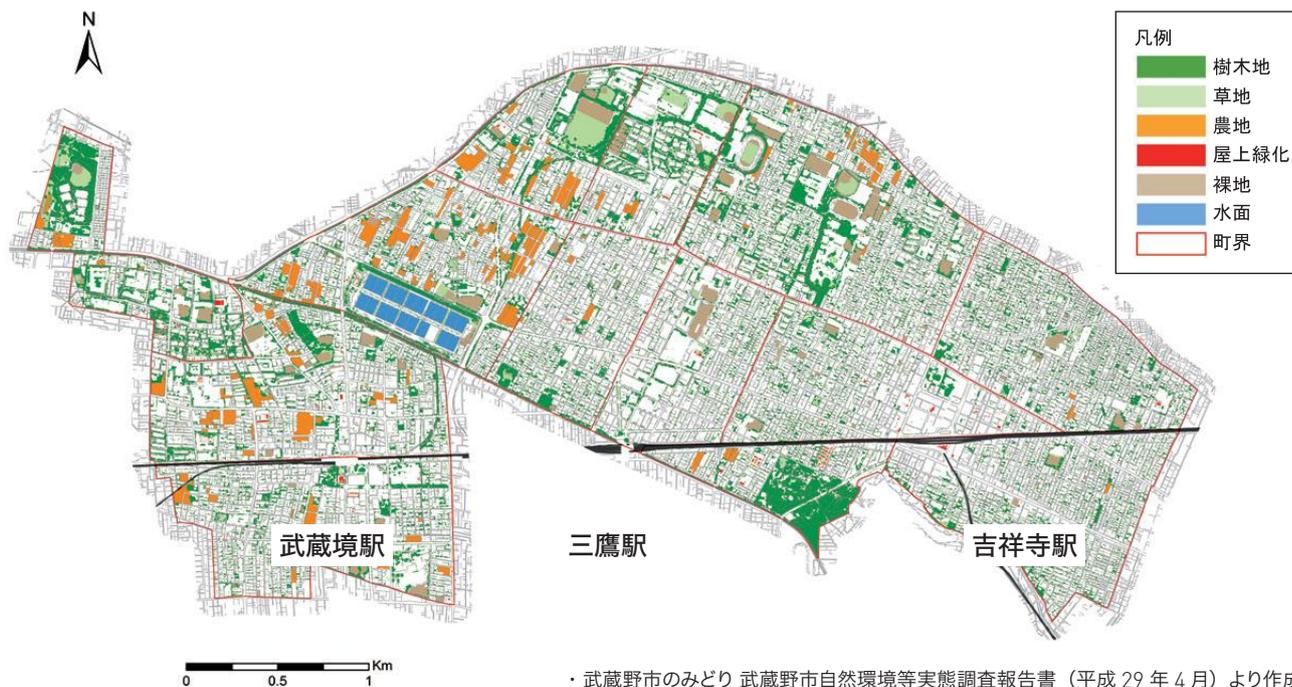
かつては、人々の生活と農地、屋敷林・雑木林が溶け込む風景が広がっていました。

戦後の人口増加に伴い、住宅地が増加し、全国でも人口密度の高い都市のひとつとなりましたが、現在でも歴史を感じる緑や水辺が見られるなど、多様な緑を有しています。

(2) 緑の概要

1) 緑の概況

[図3] は、本市の緑の分布を表す地図です。市内の緑は中央地域北部と武蔵境地域で多く、吉祥寺地域や駅周辺で少ない傾向にあります。吉祥寺地域では、個人の庭木を中心とした緑の分布が見られ、中央地域や武蔵境地域では、大規模な都市公園などが緑の中心となっています。また、農地の多くは市域西側に点在しています。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成 29 年 4 月）より作成
 ・この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度）を使用したものである。
 （30 都市基交著第 23 号）

【図3】 市内の緑の分布図

2) 公園緑地

市立公園は、現在市内に 178 箇所あり、一人当たりの公園緑地面積は、4.5㎡（平成30年4月1日現在）となっています。小規模な公園が多いことが、本市の特徴の一つです。

また、市立公園のほか、3つの大規模な都立公園（井の頭恩賜公園・武蔵野中央公園・小金井公園）、遊歩道・借地公園・苗木畑があります。

公園施設などを計画的に維持管理・更新するために「公園施設長寿命化計画*」と、それぞれの公園緑地が持つ機能や特性を明らかにし、地域間で相互に補完しあうことで効果的に公園緑地を改修する「公園・緑地リニューアル計画*」を策定し、既存の公園の維持管理や魅力向上に取り組んでいます。



リニューアルにより拡充した 本田東公園

3) 水辺の緑

市内を流れる玉川上水と千川上水は、かつてはいずれも清流が途絶えていましたが、本市の市民活動を契機に東京都と周辺自治体などの連携により清流を復活させ、貴重な水辺となっています。

玉川上水は、文化財保護法による国の史跡に指定され、都の計画に基づいた保存管理が行われています。千川上水は平成 18 年度より武蔵野市に移管され、「千川上水整備基本計画*」に基づき散策路やベンチの整備を行っています。

一級河川である仙川は、平成 10 年に策定した「仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）*」に基づき、コンクリート護岸から親水空間への改修整備を進めています。



コンクリート護岸から自然護岸に改修された仙川（一部区間）

4) 道路の緑

桜並木などの街路樹は、自然樹形*を大切にしながら維持管理を行っており、低木や地被・花などとともに緑豊かな街並を形成しています。また、定期的に樹木医による診断を実施し、更新や定期的な点検・剪定を行い、保全を進めています。

道路整備に合わせ、新たな緑を創出し、美しい道路景観と緑のネットワークづくりを進めています。



市役所周辺の桜並木

5) 学校の緑

学校には記念樹や大木が多く、接道部の緑化などが充実していることから、緑豊かな街並を形成する地域の緑となっています。老木となった樹木は、樹木医による診断を実施し、計画的な更新を行っています。

小学校にはビオトープ*を整備し、環境教育で活用しています。



学校の緑

6) 駅周辺の緑

吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の3駅には、まちの玄関口として広場や街路樹が整備されています。

吉祥寺駅では「吉祥寺グランドデザイン*」、三鷹駅では「三鷹駅北口街づくりビジョン*」に基づき整備が進められています。また、武蔵境駅周辺では中央線連続立体交差事業に伴い、北口広場が完成したことにより、南北一体の緑あふれるまちづくりが進んでいます。



武蔵境駅北口の駅前広場の緑

7) 農地

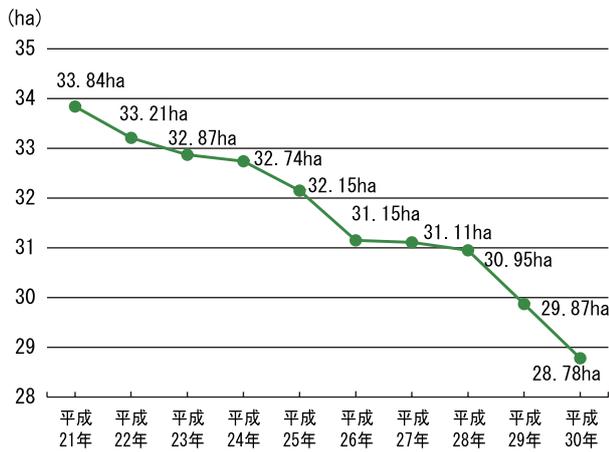
江戸時代から続く農業が現在でも営まれており、農の風景が維持されています。農地は、農産物の生産の場だけでなく、都市における防災機能、ヒートアイランド現象*の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能など、重要な役割を担っていますが、相続税の負担や担い手などの課題から減少傾向にあります。(【図4】)

都市農地の保全に努めるとともに、「農」の大切さを実感し、「農」に触れる機会の創出として、農業ふれあい公園を整備しています。



農体験ができる農業ふれあい公園

第1章 武蔵野市の緑の経緯と概要



・武蔵野市の農業（平成30年6月）より作成

【図4】農地面積の推移

8) 住宅地の緑

本市の大部分を占める住宅地は、花や庭木が植えられ、暮らしている人々の温かみを感じることができます。緑豊かな街並づくりとして、道路に接する接道部の緑化（【図5】）と、誕生・新築記念の苗木の配布や保存樹木の指定などにより緑化を推進しています。

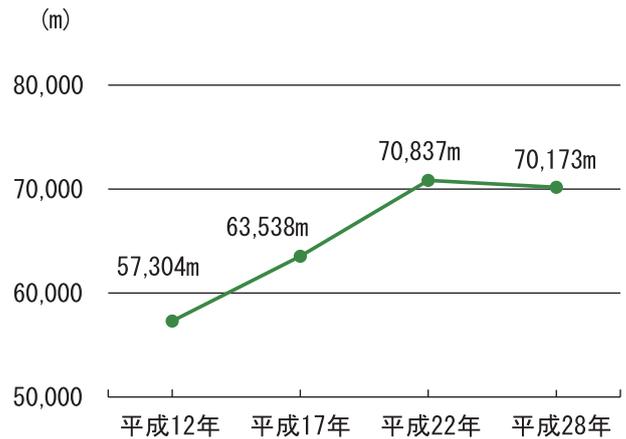
住宅地の緑被地面積の推移（【図6】）をみると、平成17年に減少が見られます。これは、宅地の細分化や建替えに伴う庭木の減少が主な原因と考えられます。一方で新たなマンション開発などで緑が創出されたことにより、平成28年は、平成12年の緑被地面積を上回る結果となっています。

本市のある地点における見た目の緑の割合を示す「緑視率*」は、市全体で増加しています。（【図7】）緑視率は、25%以上で「緑が多い」と感じるとされており、本市は27.6%（平成28年）であることから、緑豊かで住みよいまちとして評価され



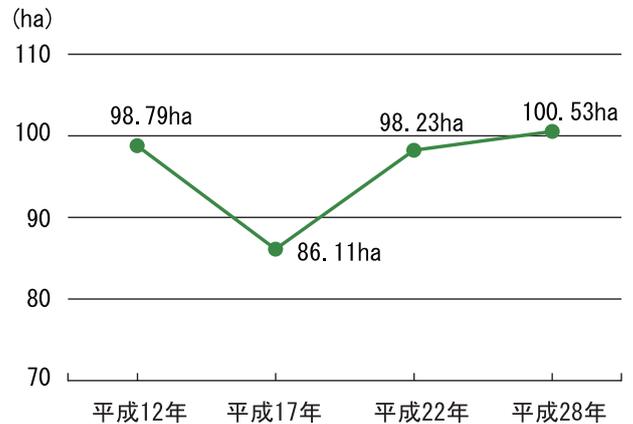
緑豊かな住宅地

ている要因の一つとして考えられます。

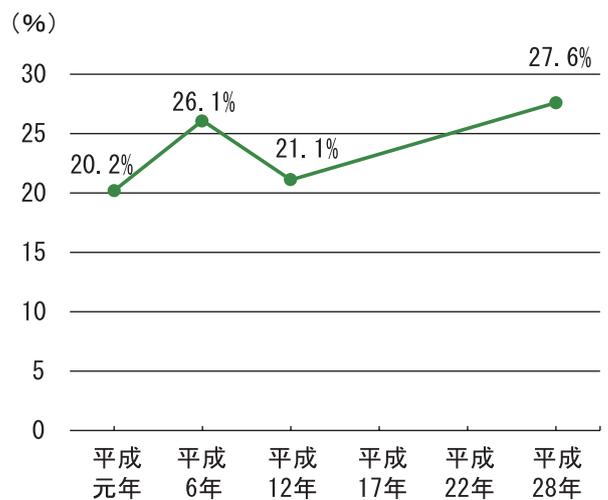


・平成28年度に減少しているのは、道路の定義を見直し、敷地内の通路などを除いたことによる。

【図5】接道部緑化*総延長の推移



【図6】住宅地の緑被地面積の推移



・平成17年、22年の調査は未実施

【図7】市全域の緑視率の推移

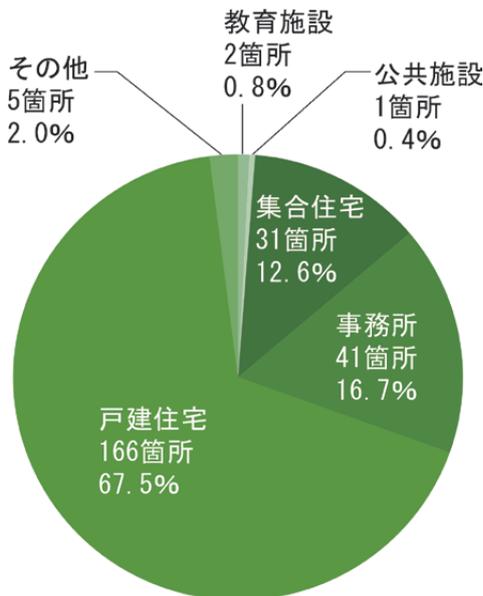
・図5・6・7は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成13年3月、平成18年4月、平成23年4月、平成29年4月）より作成

9) 大学・企業・商業施設の緑

大学・企業・商業施設では、敷地の公開や緑化が行われています。

成蹊学園のケヤキ並木は、武蔵野市指定天然記念物と環境省「残したい日本の音風景100選」に指定され、市民に親しまれています。市内の企業では、敷地の一部が歩行空間として市民に提供されています。商業施設ではプランターや屋上庭園・壁面緑化*による緑化がなされています。壁面緑化は、戸建住宅について事業所（事務所・店舗・倉庫）が多い結果となっています。（[図8]）

このように、大学・企業・商業施設などの民間の取組みにより、ゆとりのある街並と、花と緑による憩いの空間が創出されています。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成

[図8] 壁面緑化の箇所数と割合（建物用途別）



企業の敷地の一部が歩行空間として公開されている事例



プランターの花や緑で華やかな印象の吉祥寺

10) 歴史の面影を残す緑

市内には、緑や水辺を通じて、歴史の面影を感じることができる空間があります。

五日市街道沿いには、江戸時代の短冊状の地割が現在でも見られます。また、江戸へ飲料水を供給していた玉川上水と千川上水があり、歴史を伝える緑と水辺になっています。

武蔵境地域にある境山野緑地には、かつて薪や炭の生産場などとして維持されてきた雑木林があり、この地域一帯が、明治の文豪である国木田独歩の小説「武蔵野」と関わりがあるとされ「独歩の森」とも呼ばれ親しまれています。

昭和初期には、郊外住宅地が広がり、現在も見られる大木や屋敷林を有する比較的敷地にゆとりのある住宅開発が進み、近郊農村から近郊都市へ発展していきました。

軍需工場だった中島飛行機製作所の跡地は、はらっぱを主体とした公園にしようと市民運動が起こり、現在の都立武蔵野中央公園が整備されました。

また、武蔵野八幡宮・四軒寺・杵築大社などの社寺林は、歴史と風格を感じることができる緑として市民に親しまれています。



独歩の森として親しまれている境山野緑地

11) 多摩の森林保全について

多摩の森林は、東京都の面積の3分の1を占めており、大気保全機能・雨水涵養機能・災害防止機能・保健休養機能などの点から、都市の生活を支えています。本市の水道水の約8割が地下水であることから、多摩の森林は重要です。

そこで、本市では「森林の荒廃は、山側だけの問題ではなく、森林の恵みを受けている都市側住民においても認識を深め、関心を高めていく必要がある」という考えに基づき、多摩の森林を保全する事業に取り組んでいます。森林資源を活用した様々な体験ができる場として、平成13年8月に「二俣尾・武蔵野市民の森^{*}」を開設し、自然観察会などを開催しています。また、平成16年度からは「奥多摩・武蔵野の森事業^{*}」として奥多摩町と共同で、シカの食害により裸地化した森林の整備にも取り組んでおり、一定の回復が見られます。



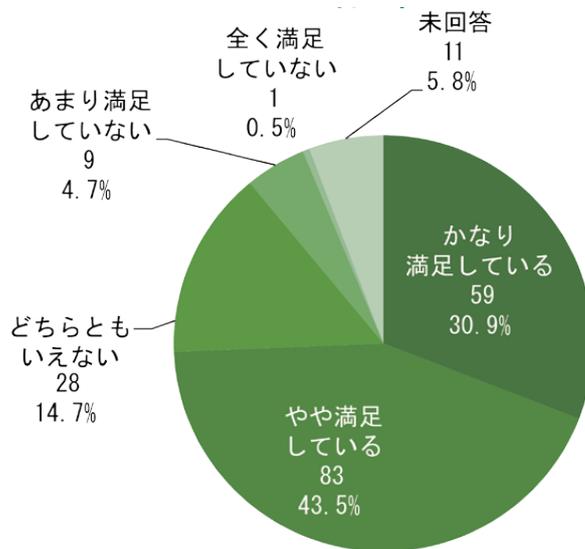
シカの食害により裸地化した森林の整備

12) 緑に関する市民意識

「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書^{*}」（平成29年4月）の緑に関するアンケート調査では、「本市の緑をどう思っているか」の質問に対して、約7割の人が、「かなり満足している」「やや満足している」と回答しています。（[図9]）

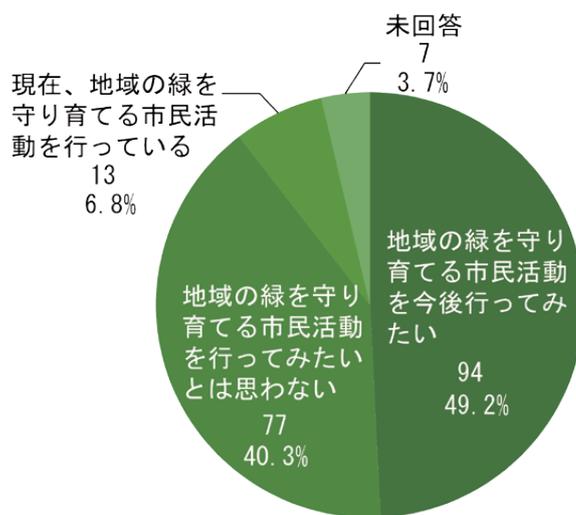
また、「地域の緑を守り育てる市民活動を行っているか」の質問に対して約6割の人が、「地域の緑を守り育てる市民活動を行っている」または「今後行ってみたい」と回答しています。（[図10]）

本市の緑は市民の満足度が高く、地域の緑を守り育てる市民活動に対して、多くの人が関心を持っていることがわかります。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成

[図9] 本市の緑についてのアンケート結果

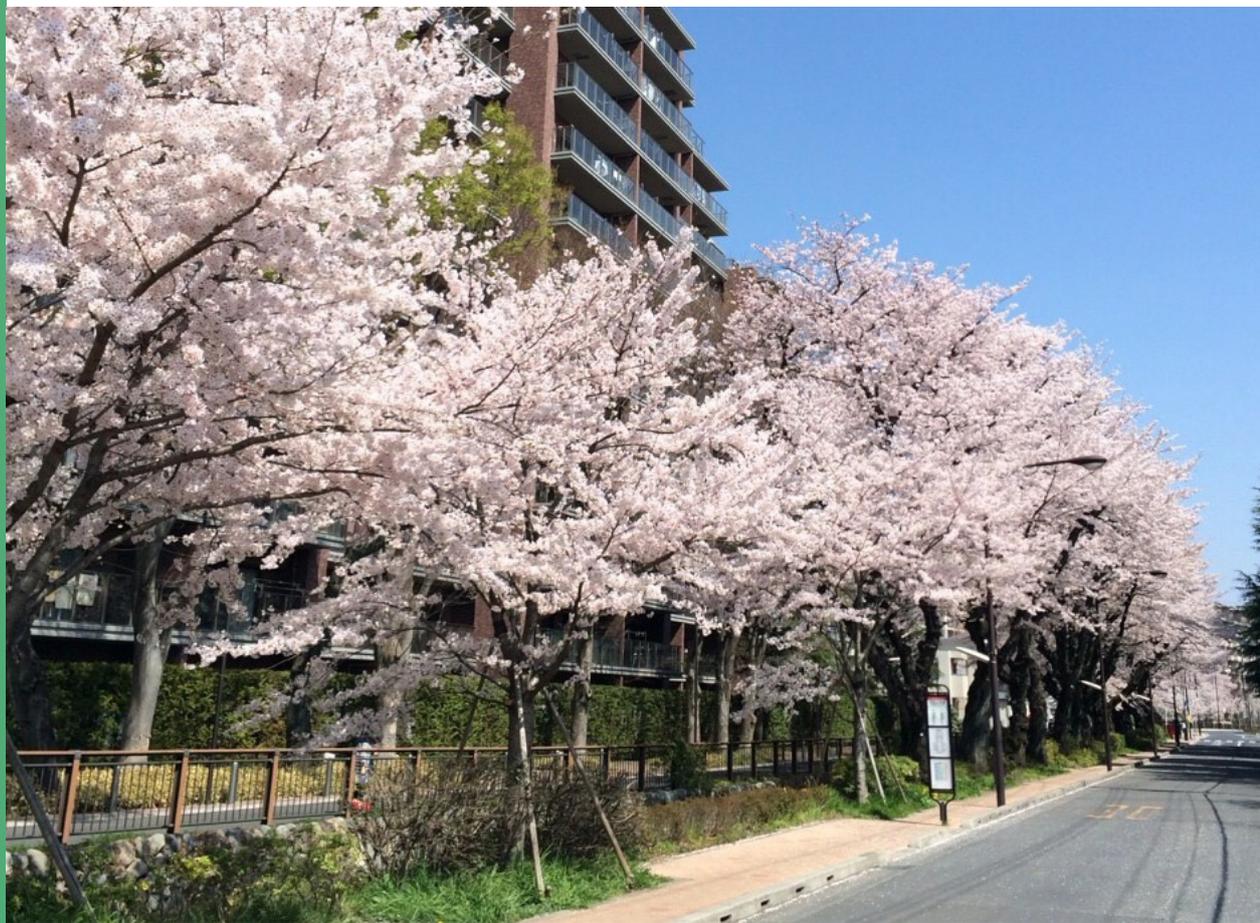


・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成

[図10] 地域の緑を守り育てる市民活動についてのアンケート結果

第2章

緑の基本計画2008 の評価



仙川（桜堤2丁目）

第2章

緑の基本計画2008の評価

1 緑の基本計画2008の評価

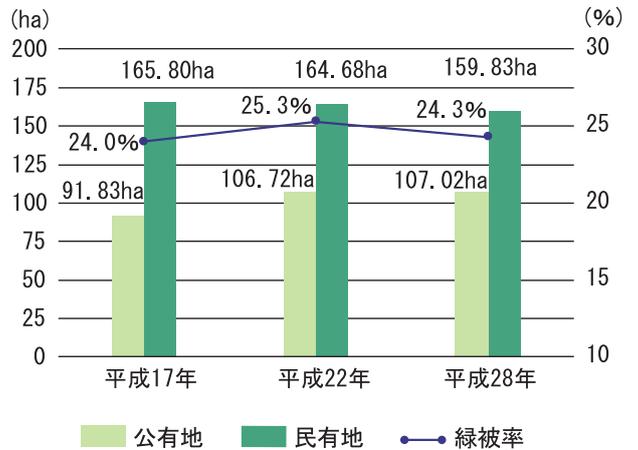
「緑の基本計画2008」(以下、旧計画)で設定した目標や各施策の成果と進捗状況について、評価・検証を行い、課題を明確にし、今後10年の目標や取組む施策に活かしていきます。

(1) 目標の達成状況

1) 緑被率*の目標について

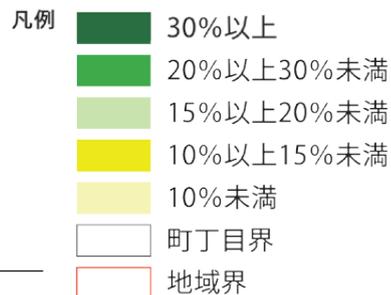
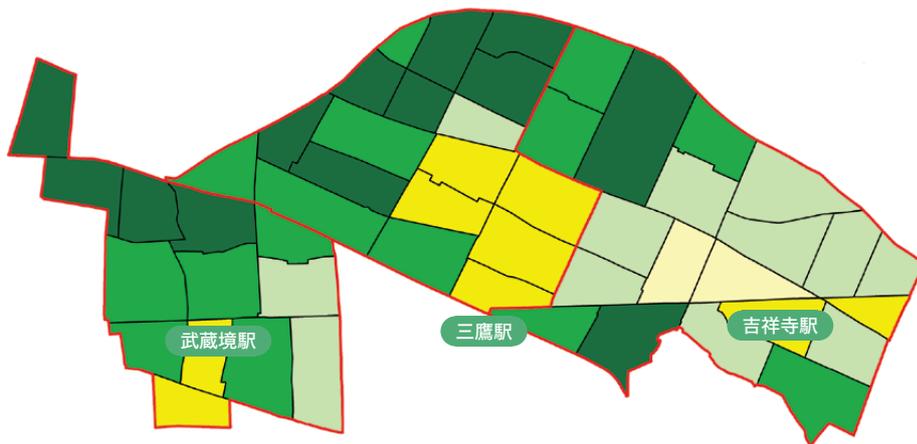
上空からみた緑で被われている緑被地の割合を示す緑被率は、旧計画時点の24.0%(平成17年)から、公有地の緑の増加によって、25.3%(平成22年)に上昇しましたが、その後、私有地の緑が

徐々に減少したことや、行政面積の変更などの要因により、現在は24.3%(平成28年)となっています。また、地域別に緑被率をみると、吉祥寺地域や駅周辺で低い傾向にあることがわかります。
〔図11・12〕



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書 (平成29年4月)より作成

〔図11〕 緑被率と緑被地面積の推移



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書 (平成29年4月)より作成

〔図12〕 地域別にみた緑被率

2) 歩いていくことのできる公園の整備率*について

市内のどこに住んでいても、歩いて行ける範囲（誘致距離* 250mの範囲）に公園があることを目指したこの目標については、整備率84%（平成22年）

から86.5%（平成28年）と2.5%上昇しています。一方で市内の公園緑地の整備が進みつつも、地域に偏りが生じています。（[図13]）



【図13】公園緑地の整備状況と公園空白地域*について

- ・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より作成
- ・この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度）を使用したものである。（30都市基交著第23号）

(2) 旧計画の施策の進捗状況

旧計画では、「新たな緑を育む」「今ある緑を守る」「協働を推進する」の3つの基本方針と31の施策に沿って、緑の保全・創出・協働の推進を進めてきました。その施策の成果と進捗状況を示します。

1) 新たな緑を育む

拠点や身近な緑をつくる

「拠点や身近な緑をつくる」ための個別施策は、「公園緑地の整備・拡充」「学校の緑の充実」「公共施設の緑化」「壁面・屋上緑化の推進」「緑化指導の推進」「緑の創出施策の研究と実施」です。

公園緑地は新たに2.39haの整備・拡充を進めました。

整備・拡充にあたっては、ワークショップ*などを実施し、市民ニーズを捉えた特色ある公園づ

くりを行いました。

学校の緑については、全小学校に整備したピオトープ*を活用した講座を行っています。また、校内の大木は樹木診断を行い、更新を実施しています。

緑化指導の推進は、「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を引き継いだ「武蔵野市まちづくり条例*」が平成20年に制定され、法的な手続き



ワークショップを実施し、整備した吉祥寺の杜宮本小路公園

が行えるようになりました。また、市内では緑地協定の締結、地区まちづくり計画が認定されました。

一方で公共施設の緑化強化策の検討、企業や市民の緑化を誘導するための壁面・屋上緑化の助成制度、緑の創出施策の検討は、情報の収集にとどまっています。

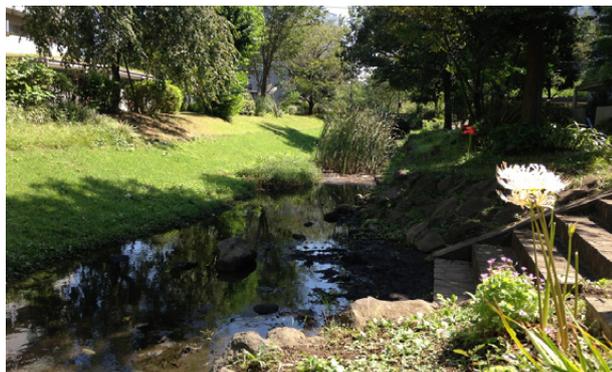
緑と水のネットワークを進める

「緑と水のネットワークを進める」ための個別施策は、「仙川水辺環境整備基本計画*の推進」「千川上水の整備」「玉川上水沿線の緑化」「道路緑化・緑道整備の推進」「接道部緑化の推進」です。

仙川は、計画に基づき約1km区間の整備を実施しました。千川上水は、「千川上水整備基本計画*」を策定し、10ヶ年の計画的な整備に取り組んでいます。玉川上水沿線の緑化は、関係機関や市民団体と連携して情報交換を行っており、一部区間では遊歩道を整備しています。

道路整備の際には、関係機関との調整や住民への説明を行いながら、街路樹などの道路緑化に取り組んでいます。

接道部緑化*の推進は関係部署と連携を図り、助成制度の周知に取り組んでいます。



「仙川水辺環境整備基本計画」に基づき、護岸などの整備を行った仙川

2) 今ある緑を守る

緑を維持し充実させる

「緑を維持し充実させる」ための個別施策は、「公園緑地の適正な維持管理」「街路樹の適正な維持管理」「樹木・生垣の保全」「樹林地の保全」「農地の保全」です。

公園緑地の維持管理は「公園緑地等維持管理ガイドライン」「公園施設長寿命化計画*」を策定し、

効率的かつ適正な維持管理を進めています。

街路樹は、桜の路線を中心に定期的に樹木診断を実施し、危険木から順次植替えを実施しています。

樹木・生垣の保全は、保存樹木の保全制度について見直しを検討しています。樹林地の保全は、規模や条件がそれぞれ異なることから制度の見直しに至っていません。

農地は、生産緑地の指定を拡充するため、指定方針、指定基準の見直しを行っています。また、生産緑地を買い取り、市民が農体験できる農業ふれあい公園を整備しました。



生産緑地を買い取り、農体験ができる「農業ふれあい公園」を整備

緑を再生させる

「緑を再生させる」ための個別施策は、「公園の改修（リニューアル）」「駅周辺の緑の充実」「境山野緑地の保全」「緑の循環システムの整備」です。

公園緑地は、「公園・緑地リニューアル計画*」を策定し、利用者ニーズに対応した公園づくりに取り組んでいます。

駅周辺の緑の充実では、吉祥寺駅の駅ビル更新の際に、事業者の協力により屋上緑化*や壁面緑化*が行われました。3駅の駅前の広場の整備では、緑地帯や既存樹木を可能な限り残して整備しました。一部の商店街では、多摩産材を使用したプランターでの緑化に取り組んでいます。

境山野緑地の保全については、安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、様々な



近隣の小学校とワークショップを行い、子どもたちの意見を取り入れリニューアルした大師通り公園

視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討しています。

緑の循環システムの整備は、落葉の堆肥づくりを公園やコミュニティセンター、学校などで行っていましたが、東日本大震災後の放射能問題により、堆肥の活用が中止されていました。現在では市民活動により、一部再開しています。

3) 協働を推進する

協働を支える仕組みをつくる

「協働を支える仕組みをつくる」ための個別施策は、「自然環境センター（仮称）の設立」「みどりのサポーター制度の運用」「市民緑化基金制度の創設」「緑の表彰制度の創設」「緑の総合相談体制の確立」「民間活力を利用した緑化の推進」です。

「自然環境センター（仮称）の設立」「みどりのサポーター制度の運用」「市民緑化基金制度の創設」「緑の総合相談体制の確立」については、仕組みづくりを検討していましたが、既存の制度との関連から実現に至っていません。

「緑の表彰制度の創設」については、平成21年度から実施し、継続して取り組んでいます。

「民間活力を利用した緑化」では、敷地内の樹木の維持管理、公開空地の提供など、民間との連携により新たな緑が創出されています。



緑の表彰・顕彰制度の内容をまとめたパンフレット

協働の取組みを推進する

「協働の取組みを推進する」ための個別施策は、「緑化・環境市民委員会*の活用」「市民主体の

環境講座、啓発事業実施」「緑の情報の発信と共有」「緑を支える活動の支援」「多様な主体による緑の維持管理」です。

緑の基本計画の改定にあたり、「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」を開催し、市民の視点で取組むべき計画の論点をとりまとめました。

「市民主体の環境講座、啓発事業実施」では、ボランティア団体などによる主体的なイベントに対し、共催、後援という形で、緑の啓発事業の支援を行いました。

「緑の情報の発信と共有」では、まちの緑に関する情報誌「みちまちみどり」などにより、質の高い情報を発信しています。

「多様な主体による緑の維持管理」については、ボランティアによる民有地の生垣の刈り込みなど、モデル事業に取り組みました。



緑ボランティア団体による木の花小路公園での七夕まつり

2 計画の論点整理

1「緑の基本計画2008の評価」及び第1章の2「緑をとりまく社会背景と主な動向」と「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」の提言書を踏まえ、計画の論点を整理します。

(1) 基本理念・将来像・計画の目標について

▶ 第3章「計画の基本的な考え方」を参照

基本理念・将来像は、旧計画から引き続き継承し、計画の目標については、旧計画の評価を

【表2】本計画での対応と改定に必要な視点

基本理念	◎「武蔵野市民緑の憲章」で掲げる「緑は市民の共有財産」は、市・市民共通の理念であり、不変的なものとして引き続き継承します。
将来像	◎旧計画で掲げる「緑の量・質ともに豊かな武蔵野市」の将来像は、今後10年も実現に向けて、引き続き継承します。
計画の目標	◎旧計画の「緑被率*30%」の目標は、今後も実現に向けて将来像として掲げますが、減少している緑をまずは守り、より質の高い緑空間を創出することが必要となります。 ◎旧計画の「歩いていくことのできる公園の整備率*100%」の目標は、公園緑地の整備が進みつつも、似たような機能をもつ小規模公園が近接し集中している地域が見られることと、市の財政状況の見通しを踏まえると、これまでと同様の整備が困難であることから、地域のニーズに合わせた公園の配置と柔軟な活用が必要となります。 ◎緑の量についての目標だけでなく、緑の量・質ともに豊かに感じることを目安とする目標が求められます。

踏まえて、将来像の実現に向けて【表2】のような視点が必要となります。

(2) 公園緑地や学校などの公共の緑と水辺について

財政的な状況を踏まえた公園整備

本市では、健全な財政運営を行っていますが、今後の扶助費の増加、老朽化した公共施設の更新や再編、都市インフラの再整備への対応が必要となることが予想されます。公園緑地においても、今後の市の財政状況の見通しから、これまでと同様に公園緑地を整備・拡充していくことが困難なことが予想されます。

近接し類似する既存の小規模公園の活用

これまで公園緑地の整備・拡充を進めてきましたが、地域に偏りが生じています。また、似たような機能を持つ小規模公園が近接し、集中している地域が見られることから、既存の資源（ストック効果*）の有効活用が図られていないことが課題となっており、地域の要望やニーズに対応して、活用を進めるためのリニューアルが必要です。

公園緑地・街路樹・学校の緑などの管理

公園緑地については、「公園施設長寿命化計画*」 「公園緑地等維持管理ガイドライン」を踏まえた

維持管理を行っています。これまでは、「緑被率30%」、「歩いて行くことのできる公園の整備率100%」を目標とし、主に面積の確保と公園空白地域の解消に重点を置き、整備・拡充してきました。今後は、環境対策・防災対策・生物多様性などに、より一層寄与するため、維持管理の強化や計画的な管理の方針を示し、地域の理解を得ることが重要となります。

街路樹、学校などの公共の緑は、関係部署と連携し、樹木診断の実施など、樹木の保全に努めています。大径木化・老木化が維持管理の課題となっています。学校ビオトープ*は、各学校の教育方針のもと、講座を通して活用されています。

旧施策であげた「境山野緑地の保全」では、様々な視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討する必要があります。

「仙川水辺環境整備」は、未整備区間の整備手法や維持管理費などの課題を整理し、整備の方向性を示すことが求められます。

公園や学校の緑などを活用した遊び・地域活動

公園や学校の緑などの資源を有効に活用していくために、子どもの遊び、大人や高齢者の地域活動のニーズを捉え、公園などの機能の強化や地域に寄与する活用方法の検討が重要となります。

(3) 民間の公開空地・農地・ 商業施設などの民有地の緑について

農地減少の対策と災害時の機能も含めた 農地保全のための活用

市内の農地は、相続税の負担や担い手などの課題から減少傾向にあります。都市において、農地は農作物の提供、防災、ヒートアイランド現象*の緩和、農体験による市民参加の場など多様な役割を担っている重要な緑です。このため、保全に努めるとともに、大切さを実感するために「農」に触れる機会をつくる必要があります。

民有地の緑の保全と創出の対策

民有地の緑は減少傾向にあります。住宅地の大木や樹林は、相続による宅地の細分化や大径木化による維持管理の負担増により、伐採される場合があります。民有地の緑を保全し、さらに創出していくための緑化啓発・ルールづくり・誘導方策の検討が必要です。

保存樹木・樹林地の保全制度の見直しと 地域の関わり

民家の大木や樹林地は、落葉や越境枝の問題などから、個々の対応だけでは維持していくことが困難になっています。市の保存樹木・樹林地の保全制度を見直すことや、身近に緑があることで良好な街並や季節感を享受できる良さを認識を高め、一人ひとりが個々の緑を地域の緑として捉える「共助」の視点でサポートしていく新たな仕組みづくりが必要です。また、高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、地域とのつながりや緑と触れあう機会が希薄になることが懸念されます。一方で、景観・環境・生物多様性などへの期待が高まっています。緑を大切にすることを高めるため、暮らしの中で緑の良さを実感する仕組みづくりや機会を創出することが求められます。

商業施設や企業などの建物緑化(壁面・屋上)を 推進する制度の検討

商業施設や企業がある地域は、新たな公園緑地などを整備することが困難なため、壁面や屋上を

活用した建物緑化を推進していく必要があります。
まちの魅力を高める緑化の誘導方策の検討

市内では、商業施設・民間マンションなどの開発により、新たな緑化や緑を含むオープンスペース*の創出が行われています。減少傾向にある民有地の緑を増やし、まちの魅力を高めるために、質の高い緑化の誘導と評価を行う方策が必要です。

(4) 緑のマネジメントについて

多様な主体と行政との連携による 地域サービスの検討

国では、公園緑地がより柔軟に活用されるよう、整備・維持管理・活用に民間活力を導入していく都市公園法などの改正を行いました。本市においては、地域団体や教育機関、企業など多様な主体との連携や、市の実情に合わせて導入方法を検討する必要があります。また、保育・福祉・防災などで公園緑地の活用が求められることから、関係部署と連携し、横断的なマネジメントをしていく必要があります。

緑を守り育む担い手の発掘と参画を促す仕組み

現状では、市民が緑と触れあう機会の一つとして緑ボランティア団体制度がありますが、定期的に活動することの難しさなどから、団体数は微増にとどまっています。今後は生活の中で緑の良さを実感する機会が増えるように、多様なニーズや活動形態に合わせたオープンスペースや公園緑地の活用を促す機会の創出が求められます。また、旧計画では協働を支える仕組みをつくる施策を掲げ、協働を支える仕組みとして、市と市民をつなぐ活動が行われていますが、市の職員が減少する中で、センター構想のような専従職員によるマンパワーが必要な事業については、一定の見直しが必要です。

広域的な視点による連携

これまで水辺環境の整備や自然体験、山間部の森林保全の分野で、東京都や近隣自治体と連携して取り組んできました。今後も緑と水の多様な役割を発揮させるために、広域的な視点に立ち、連携を強化していく必要があります。

3 改定のポイント

計画の論点の整理から改定にあたってのポイントを次のように抽出しました。改定のポイントをもとに、計画の基本的な考え方及び将来像を実現するための施策を次章以降に示します。施策の体系は、引き続き継承する個別施策の取組みなどを含めて、新たに改定する施策体系とします。

▶ 第3章「計画の基本的な考え方」を参照

▶ 第4章「将来像を実現するための施策」を参照

公園緑地などの公共の緑のポテンシャルを活かす

- ◎ 特色ある公園緑地などの機能を強化
- ◎ 公園緑地などの魅力アップの方法

民有地の緑の保全と創出

- ◎ 地域が主体となった緑の保全・活用
- ◎ 緑の効果的な維持と質を高める創出策

緑のマネジメントと多様な主体による新たな連携

- ◎ 多様な主体と行政との連携によるオープンスペース*の柔軟な活用
- ◎ より多くの市民・企業市民*・学生の参画を促す仕組み
- ◎ 広域的な視点による連携

第3章

計画の基本的な 考え方



中央通りさくら並木公園

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念： 「緑は市民の共有財産」

市内には、玉川上水・千川上水などの水辺や都立井の頭恩賜公園・武蔵野中央公園・小金井公園などといった拠点や軸となる緑があります。このようなまとまった緑に加え、私たちの身近にある

街路樹・遊歩道、そして市民の手で育まれている住宅の緑、樹木・農地など全てが暮らしに潤いを与え、緑豊かな都市を構成しており、それが本市の特徴となっています。

これらの緑の一つひとつが、人だけでなく多様な生物の命を守り育み、武蔵野の面影や歴史を感じることのできる豊かな環境が、武蔵野市のブランドイメージを保つことにつながっています。

緑は、将来にわたって残すべきかけがえのない

地球に優しい緑

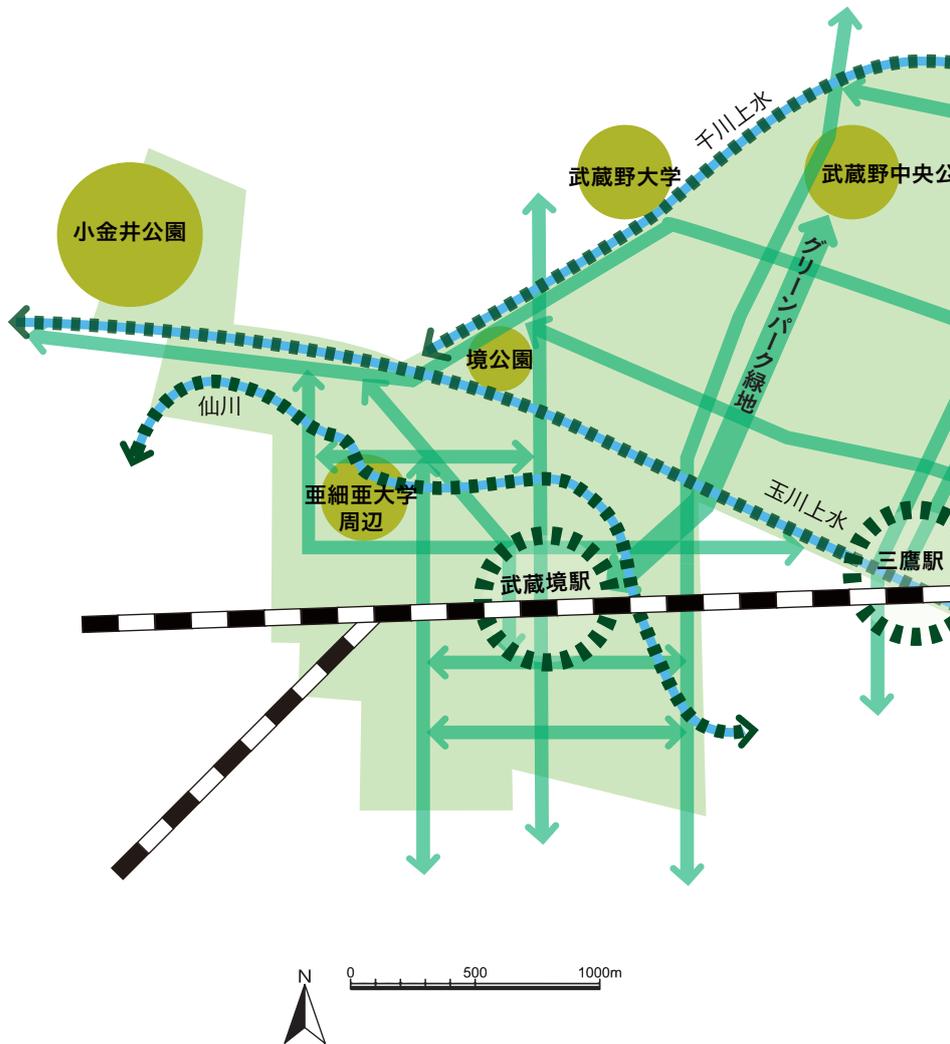
地球温暖化やヒートアイランドなどの環境負荷を軽減する緑を育てている。生態系豊かな雑木林や玉川上水などの生物の生息空間が保全されている。

安全・安心をつくる緑

災害時に避難場所となる公園緑地や、延焼・水害を防止する緑により、安全が守られるとともに、緑を媒体とした地域コミュニティの形成により災害や犯罪に強いまちがつけられている。

ゆとり・文化・歴史の緑

緑豊かでゆとりのある住宅地や、市内外の人々に親しまれるまち、昔からある農地、屋敷林・雑木林、地域に大切にされている神社や寺の緑などは、本市ならではの様々な緑のシーンを楽しむ環境を育てている。



・図中の境公園は、関前5丁目の約6.6haの区域で指定されている都市計画公園。区域内には農業ふれあい公園などが整備されている。

【図14】緑の将来像

財産です。市内の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためには、市民と行政が一丸となって、共通の理念と強い意志のもとで、その保全と創出に取り組むことが必要です。

市民の一人ひとりが「緑は市民の共有財産」であることを、理解し協力して、緑を守り・育む取り組みを行っていきます。

2 将来像： 緑の量・質ともに 豊かな武蔵野市

緑の将来像（[図14]）は、緑の量が増えるとともに、様々な緑のシーンを楽しみ、質の高い緑が

豊かにあることです。この将来像は、一人ひとりが「緑は市民の共有財産」という基本理念に立ち、東京都や近隣自治体と連携を深めつつ、緑を守り育てていくことで実現されると考えます。

平成6年の「緑の政策大綱*」で市域における持続性ある緑地を3割以上確保することが示され、「武蔵野市立公園条例*」では、一人当たりの公園緑地を5㎡確保することを定めています。

そこで、量・質ともに豊かな武蔵野市を表わす緑を6つ掲げ、これらの緑が将来にわたり確保されながら様々な役割を果たすために、目標の達成を目指します。

暮らしを彩る緑

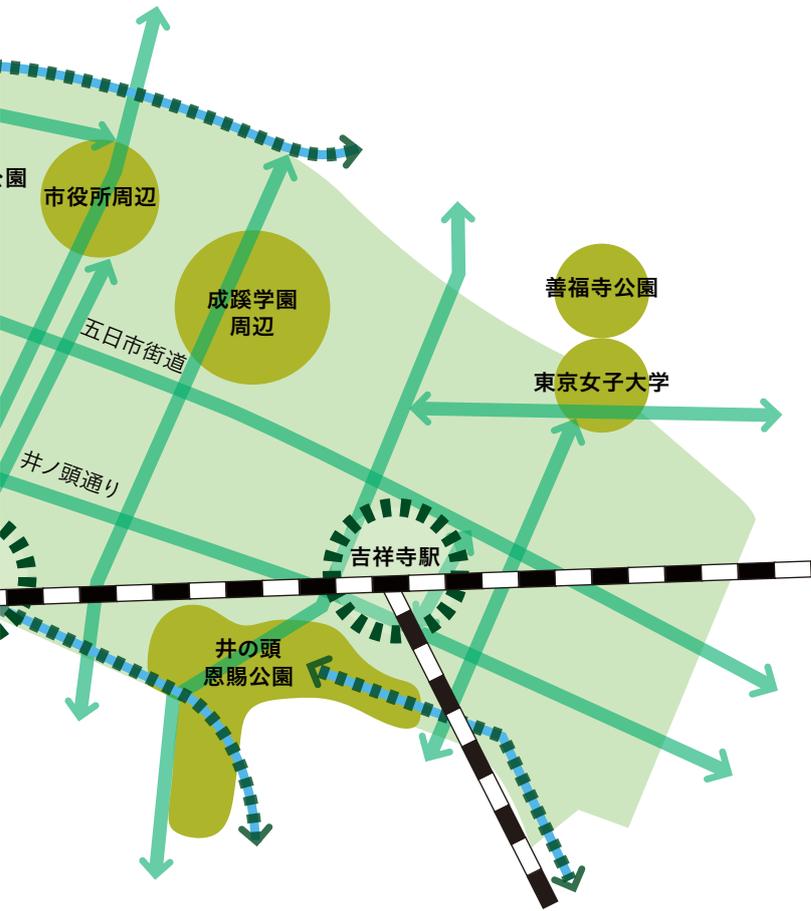
公園緑地やまちに点在する身近な緑は、憩いや安らぎ、運動や遊びの場をもたらし、暮らしに潤いを与えている。また、人々が集う商店街や駅前をはじめ、地域の個性に合った緑がまちの魅力を高めている。

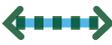
感性を育む緑

緑やそこに生息する野生の生物と触れあうことで、豊かな感性が育まれ、また将来を担う子どもたちの環境教育の場として活用することができる。

協働で守り育む緑

緑の講座や情報交流など、緑と触れあう機会が充実し、「緑は市民の共有財産」の基本理念のもと、市民・民間・行政が連携し緑を守り育てている。



<p>水と緑の軸  玉川上水・千川上水・仙川で構成される水辺と周辺の緑の空間</p>	<p>緑の拠点  環境形成、レクリエーション、防災などの機能を果たすまとまった緑の空間</p>
<p>緑の軸  街路樹や並木で構成される緑の空間</p>	<p>駅周辺の緑  緑のまちとしてふさわしい玄関口、駅周辺の商業地域の緑の空間</p>

3 計画のテーマ

将来像の実現に向けて、計画のテーマを設定します。

「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」

本市の緑は、様々な緑のシーンを楽しむことができ、私たちのライフスタイルに潤いを与えてくれます。そして、生物が生息する環境を育んでくれます。

様々な緑のシーンを将来にわたり確保するためには、将来像で示した量・質ともに豊かな緑を保全・創出していくことが重要であり、市民・民間・行政の連携により、緑の保全・創出・維持・活用に取り組む必要があります。実現に向けて「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」をテーマとして、次に示す目標及び緑の方針と施策に沿って計画を進めます。



日々の暮らしの中で緑を楽しむイメージ

4 計画の目標

民有地の緑被地面積が減少傾向にあり、緑被率*は、今後劇的な増加が望めない状況にあることから、以下を目標とします。([表3・4])

(1) 今ある緑を守りながら質の高い緑空間を創出します

- ◎将来像を実現するために、まずは今ある緑を守りながら質の高い緑空間を創出します。
- ◎借地公園*の恒久的な利用を目指します。

[表3] 緑被率の目標

指標	現況	将来像(30年超)
緑被率	24.3%	30%

[表4] 緑被地面積の目標

指標	現況	将来像(30年超)
緑被地面積	266.85ha	329.4ha

* 現況は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書(平成29年4月)より



緑被率とは
上空からみた樹木・草地・農地などの緑に被われた部分の市域面積に対する割合

(2) 緑を豊かに感じる場所を増やします

本市では、緑視率*25%以上の地点が多い状況にありますが（調査箇所100地点中59地点）、商業地などでは建蔽率の関係から緑被率と共に緑視率も低い傾向にあります。

緑の量と質の両面で緑を豊かに感じる場所を増やす目安として以下を目標とします。

- ◎住宅地では緑視率25%以上の地点の数を増やします。（平成28年の調査時は、住宅地77地点中53地点が25%以上）
- ◎商業地では魅力ある緑空間の創出を目指します。



緑視率とは（資料編 P.52 参照）ある地点における「見た目」の緑の割合で、25%以上で「緑が多い」と感じるとされています（写真は 26.1%）

・調査結果は、武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成29年4月）より

(3) 地域のニーズに合わせた広さのある公園の配置と柔軟な公園緑地の活用に取り組めます

公園緑地の整備が進みつつも少ない地域がある一方で、似たような機能を持つ小規模公園が近接し、集中している地域が見られることから、以下を目標とします。

- ◎公園緑地の少ない地域（公園空白地域*）について重点的に公園整備を進めます。
- ◎公園の柔軟な活用を進めるため、地域のニーズに合わせた公園の拡充を進めます。
- ◎日々の暮らしの中で潤いや魅力を与える緑豊かな公園緑地を目指します。

(4) 緑に関する満足度を高めます

「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書*」（平成29年4月）の緑に関するアンケート調査では、約7割の人が住まい周辺の緑や市内の緑に満足しています。また、約6割の人が「地域の緑を守り育てる市民活動を行っている」または「行ってみたい」と回答しています。このことから、緑に関する満足度をより高めるために、以下を目標とします。

- ◎多様な主体との連携により質の高い緑を創出します。
- ◎地域の緑を守り育てるため、市民が自ら参加できる機会を充実します。



子どもや親子が参加する関前公園トンボ池のかいぼり作業

5 緑の方針

本市の緑における全体の方針を以下に示します。本文中の都市公園*の整備及び管理の方針、特別緑地保全地区*、農地の保全の方針、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区*)は、は、都市緑地法で緑の基本計画に記載することが示されている内容です。(第1章の2「緑をとりまく社会背景と主な動向」を参照)

(1) 緑のマネジメントと連携の方針 ～緑をみんなで支えていこう～

地域の特性を活かし、まちの価値を高める緑化推進を図るとともに、市民・民間・行政が連携して、既存の資源(ストック効果*)の有効利用を図ります。連携して緑を支えることで緑や環境の大切さを実感し、地域の緑を次世代に引き継いでいく取組みを進めます。また、緑と水のネットワーク*の形成や都市の環境を支えている多摩の森林保全について、関係している東京都や近隣自治体との広域的な連携を図ります。



地域のイベントに活用されている市民の森公園

1) 多様な主体との連携

より多くの市民が暮らしの中で緑の良さを実感し、緑に対して主体的な役割を果たすように市民の意識に働きかけるとともに、緑に関する活動の参加につながる機会の創出を行っていきます。

市民・民間・行政が連携して緑を支えていく緑の

マネジメントを行います。

2) 地域の特性を活かし、まちの価値を高める緑化推進

まちの特徴となる街並の趣きや安らぎを与える緑について、都市全体に対する効用を踏まえた緑化推進を図ります。そのために、様々な主体が関わりながら、まちの価値を高める取組みを行っていきます。

3) 公園緑地と、オープンスペースの持つ資源を有効に活用

本市の貴重な公園緑地やオープンスペースを、市民・民間・行政が連携し利用に対する柔軟な運用や活動を支える施設整備を図ることにより、有効に活用することを目指します。

4) 広域的に緑を支えるための連携

緑と水のネットワークは、防災・生物多様性の保全などの点で東京都や近隣自治体などと深く関係しています。また、都市の生活は大気保全や雨水涵養などの点で多摩の森林に支えられていることから、広域的に緑を支える連携の取組みを進めます。

▶ 4章の基本施策 -1へ

(2) 公共の緑と水辺の方針 ～緑と水の魅力を輝かそう～

借地公園を含む公園緑地・河川・上水・街路樹・学校などの公共の緑は、都市の貴重な緑と水辺のオープンスペースです。市民一人ひとりが日々の暮らしの中で緑と水辺の良さを実感できるよう、公園緑地などが持つ様々な機能や資源(ストック)を有効に活用します。

また、「武蔵野市 生物多様性基本方針*」(平成29年4月)を踏まえ、生物多様性の確保に留意した緑と水辺の保全と創出を行います。

市民や地域の多様なニーズを捉えた魅力ある公園緑地などの活用を進め、長期的な財政予測との



高架下に整備した鉄道がテーマの武蔵境ぼっぼ公園

整合を図りながら、良好な状態で次世代に継承していきます。

1) 都市公園の整備および管理の方針について

都市公園の整備の方針

都市公園の配置と機能を再整理するため、都市環境・生物生息環境・防災・景観的な効果などの存在効用と、休憩・遊び・運動・健康づくり・活動の場などの利用効用に着目し、地域の特性を踏まえた効果的な整備を行います。

今後、社会保障費などに要する経費や公共施設の老朽化への対応などによる投資的経費の増加により公園整備費に限られることや、まとまった公園用地を確保し整備していくことが難しいケースも考えられることから、地域の公開性のあるオープンスペース、例えば神社や寺、駅前広場、商業施設などの屋上庭園、民間の自主管理公園の立地も考慮した公園整備を進めます。

また、既存公園の拡充を進めるとともに、充足している地域においては、既存公園の資源を活かします。地域のニーズにあった魅力ある公園への改修と、東京都や近隣自治体などと連携した公園整備に取り組めます。

「公園・緑地リニューアル計画*」を見直し、多様な世代、多様なニーズを捉えた公園を計画的に整備します。

都市公園の管理の方針

公園緑地で生じている利用上の課題や、求められている様々なニーズに対応する必要があります。

適正な運用を図るための仕組みと活動の支援などに取組みます。

「公園施設長寿命化計画*」、「公園緑地等維持管理ガイドライン」を踏まえた安全な施設への更新や計画的な維持補修を実施します。

都市公園の整備および管理における民間との連携について

都市公園の整備および管理については、地域の実情を踏まえ、ボランティア団体を含めた民間との連携について長期的な視点を持って研究・検討します。

2) 河川・上水・街路樹・学校などの緑の整備および管理の方針について

水辺や街路樹などの緑を良好な状態で継承していくとともに、新たな魅力や美しい街並景観を形成する緑を創出します。

「仙川水辺環境整備基本計画*」に基づいた整備手法や維持管理については、関係機関と協議しながら見直します。

基幹ビオトープ*に代表される身近な生物との触れあいや学ぶ場の保全に努めます。

千川上水は、「千川上水整備基本計画*」の適切な見直しを図りながら整備と管理を行います。

玉川上水は、東京都や近隣自治体と連携し、緑の保全と創出を推進します。

街路樹などについては、長期的な視点を持ちながら自然樹形を活かした維持管理と安全性や地域特性に配慮し、適切に更新します。

学校の緑は、まとまりのある緑として保全に努めます。

▶ 4章の基本施策 -2、3へ

(3) 民有地の緑の方針 ～暮らしに緑の恵みを育もう～

緑豊かで住みやすいまちとして評価される本市の大部分を占める住宅地の緑について、身近な花や緑を増やし、暮らしている人々の温かみを感じるまちづくりを進めます。



住宅の緑で彩られている良好な街並

また、都市における農地の多様な役割を發揮できるように農地の保全に努め、市民が「農」に触れる機会を創出します。

さらに、「武蔵野市民緑の憲章」に基づき、市民の共有財産として、市民・民間とともに緑化を推進し、暮らしを彩る多彩な緑を演出します。

1) 民有地の緑の保全および緑化の方針

保存樹木・樹林地の保全の方針

市内の保存樹木に関する保全制度を見直すとともに、地域の理解と協力を得ることが必要な大木や樹林については、地域の緑としての価値を共有するための情報発信や普及啓発を推進します。

保存樹木・樹林*の所有者だけで保全するのではなく、地域の歴史を語り継ぐために地域で支える仕組みを検討します。

緑を保全するために建築行為などを制限する「特別緑地保全地区*」については、制度の研究を行います。

農地の保全の方針

農地は農作物の生産の場ですが、その他にも災害時の避難場所となり延焼を遮断する防災機能、ヒートアイランド現象*の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能などの重要な役割を担っています。都市農地を都市における貴重な緑地として位置付けます。

市内に残り少なくなった農地を保全するため、生産緑地の買い取り制度を活用するとともに、生産緑地の指定条件の見直しに基づく新たな指定を進めます。また、保全につながる仕組みとして、指定から30年が経過する生産緑地については、

「特定生産緑地制度」に基づく指定に積極的に取り組むほか、東京都の制度である「農の風景育成地区*」や農地の貸借に関する制度について研究と検討を行います。

民有地の緑化推進の方針

市域全体を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区*）」に位置付けます。

民有地の緑の新たな創出のため、緑・環境の大切さを伝える啓発活動、接道部緑化*助成や景観まちづくりに関する制度の周知に積極的に取り組みます。また、民有地の緑地を地域住民が利用できるよう公開された「市民緑地認定制度*」について研究を行います。

質の高い緑を創出し、良好な景観形成を図るため、「まちづくり条例」及び「緑化に関する指導要綱」に基づく指導については、用途地域や建物用途に応じた基準の見直しを行います。

一定規模以上の開発事業については、「まちづくり条例」に規定する「景観検討会議*」での専門的知識を取り入れながら、効果的に協議を進めます。

住宅地については、苗の配付などにより身近なところで緑に触れることのできる取り組みを進めます。



都市における貴重な農地の保全



ベランダの花と緑によって形成された良好な街並

▶4章の基本施策-4、5へ

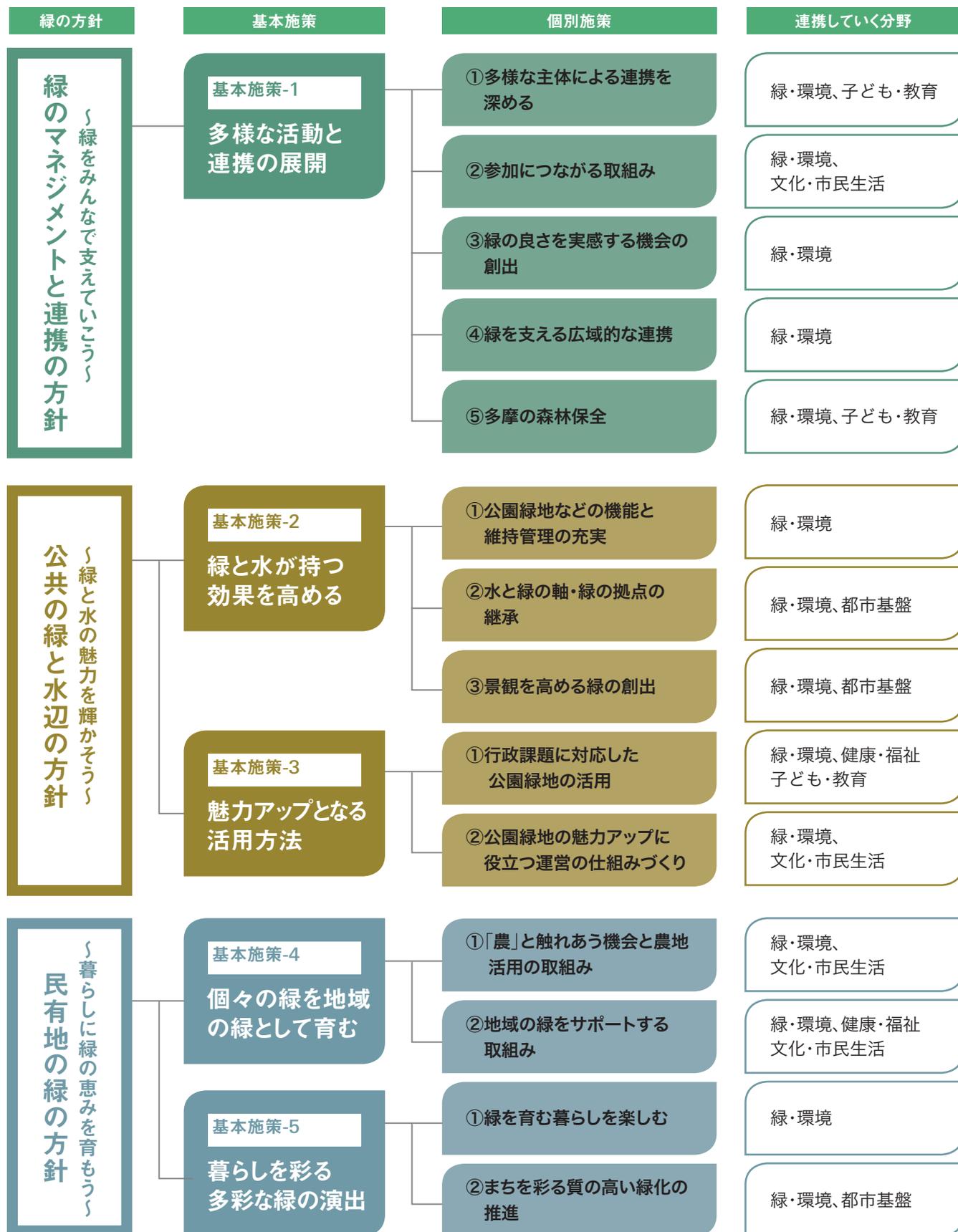
第4章

将来像を 実現するための施策



1 施策体系

「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」をテーマとして、第3章の5「緑の方針」のもと、5つの基本施策と14の個別施策に取組みます。



[連携していく分野：関連事項]

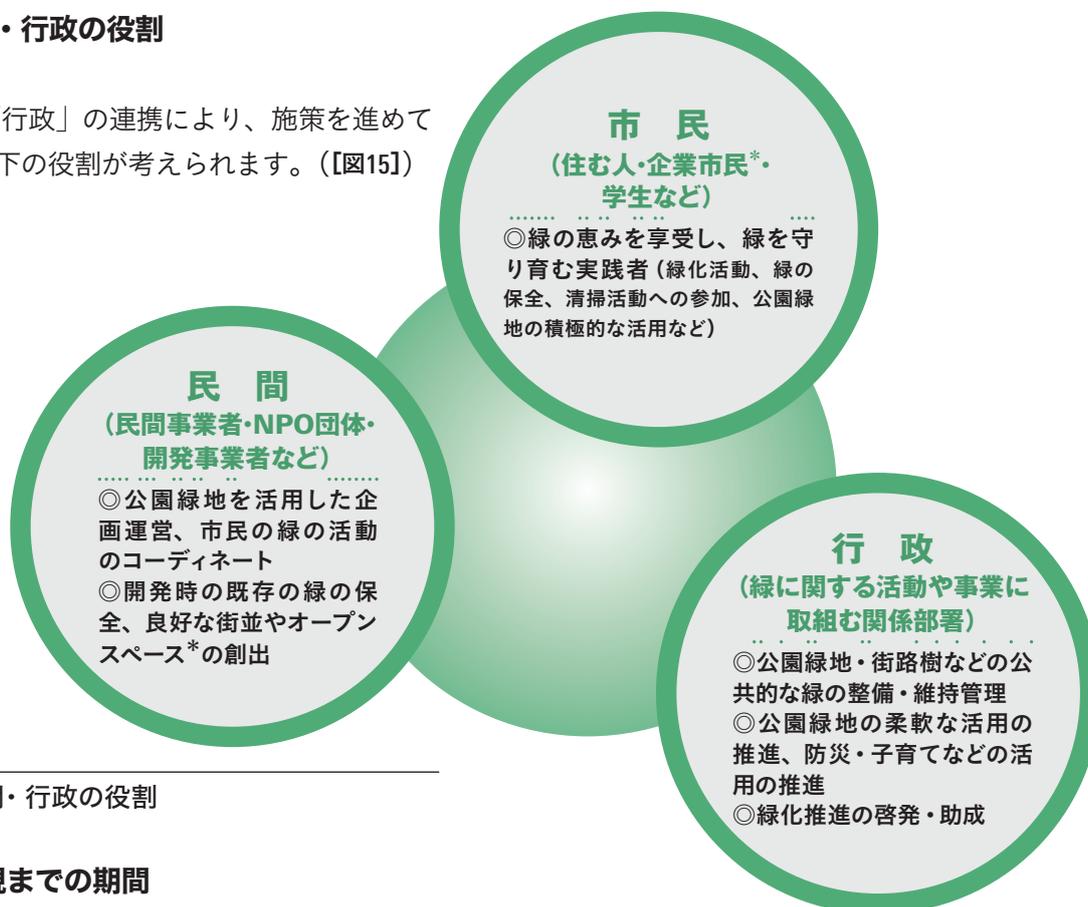
・健康・福祉：健康づくりなど／子ども・教育：子育て支援、学校教育など／文化・市民生活：コミュニティづくり、農地保全、産業振興、防災、文化財保護など／緑・環境：公園緑地整備・管理、環境啓発、生物多様性の確保など／都市基盤：まちづくり、景観誘導、道路緑化など

2 基本施策と個別施策

(1) 施策を進めるための役割と実現までの期間

1) 市民・民間・行政の役割

「市民」「民間」「行政」の連携により、施策を進めていくにあたり、以下の役割が考えられます。〔図15〕



〔図15〕 市民・民間・行政の役割

2) 施策の実現までの期間

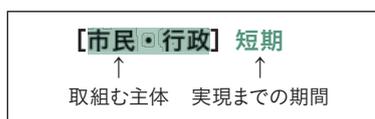
施策の実現までの期間は、次の改定までの10年間とします。各施策によって、計画策定から実行に向けた準備や実施のための期間が様々なことから、短期・中期・長期の期間を設定し、進めていきます。

〔表5〕 実現までの期間

短期	計画策定から1～2年で準備・実行。その後も継続して実施するものを含む
中期	計画策定から1～5年くらいの期間で準備・実行。その後も継続して実施するものを含む
長期	計画策定から1～10年くらいの期間で準備・実行

次ページの個別施策の主な取組み例に、上記の1)をもとに取組む主体(市民・民間・行政)と、上記の2)をもとに実現までの期間(短期・中期・長期)を以下のように示します。

凡例



(2) 基本施策と個別施策

「緑のマネジメントと連携の方針」～緑をみんなで支えていこう～

基本
施策 1 多様な活動と連携の展開

市内の公園緑地では、民間による運営管理や緑ボランティア団体の活動拠点となっている公園がいくつかあり、緑を支えながらまちの価値を高めています。今後も市民と行政で協働するとともに、様々な主体と連携して、既存のストックの有効利用を図ります。また、私たちの暮らしは、防災、生物多様性の保全、環境配慮などの点で市内だけでなく近隣の自治体とも関係していることや、都市の生活を環境面から支えている多摩の森林保全に取り組むため、以下の施策を進めます。

個別施策

① 多様な主体による連携を深める

様々な主体による多様な活動と連携し、公園緑地をはじめ民間のオープンスペース*の活用・管理・運営を行っていきます。また、緑のマネジメントに関わる人のスキル向上のための情報収集を行い、関係者間で共有していきます。

【主な取組み例】

公園緑地・民間のオープンスペースの一体的な活用・管理・運営に向けた働きかけ 【民間・行政】 短期	民間と協定を結び、公園緑地と民間のオープンスペースの一体的な活用・管理・運営 など
公共や民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 【市民・民間・行政】 中期-長期	イベントなどで活用した公園の芝生の復旧や清掃などのNPOや地域との連携 など 緑ボランティア団体の活動支援、花植えや緑の市民講座などの協働事業の実施 など 「自然環境について学ぶ機会」や「農体験の機会」におけるNPO団体との連携 など 環境教育などの機会での連携 など

② 参加につながる取組み

より多くの市民が暮らしの中で緑に親しむことができるよう、緑に関する活動への参加につながる取組みを行っていきます。

【主な取組み例】

市民の意見や多様なニーズに合わせた活動の支援。参加につながる市民への情報の発信 【市民・行政】 短期	少人数でも参加できる仕組みの検討 など ボランティア活動に関する情報発信 など
---	--



例：緑ボランティアによる公園の落葉はき



例：傷んだ芝生の補修作業に市民が参加しているむさしの市民公園



例：緑ボランティアのご案内パンフレット

③ 緑の良さを実感する機会の創出

みんなで緑を支えていくためには、一人ひとりが緑の良さを実感し大切にすることを大事です。そのような働きかけや機会を、市だけでなく多様な主体と連携し創出します。

【主な取組み例】

日々の暮らしの中で緑の良さを実感する働きかけと機会を創出する取組みを実施

【行政】 短期

緑の良さを実感できる情報を紹介する情報誌などの発行 など

まちの緑に関する冊子の作成、緑の良さを感ずる事例やアイデアを募集し、それらを紹介する企画や取組みを実施 など



例：緑の良さを実感できる情報を紹介する情報誌

④ 緑を支える広域的な連携

私たちの暮らしは、防災、生物多様性の保全、環境配慮などの点で東京都や近隣自治体及び水辺環境での広域的なつながりと関係していることから、関係機関と連携して公園緑地の整備や水辺環境整備に取り組んでいきます。

【主な取組み例】

都や近隣自治体と連携した公園・水辺環境の整備

【市民・行政】 長期

都立公園、近隣自治体の公園を考慮した防災・生物多様性に配慮したリニューアル など

玉川上水・千川上水・仙川の整備における東京都や近隣自治体及び水辺環境で関係する行政との連携と協力 など



例：散策路などを整備している千川上水

⑤ 多摩の森林保全

本市では、森林の恩恵を受ける都市部に位置する地方公共団体として、多摩の森林保全に取り組んでいきます。

【主な取組み例】

多摩の森林を保全するための自然体験や多摩産材の活用による取組みの充実

【市民・行政】 中期

二俣尾・武蔵野市民の森での体験事業の継続と公共施設に多摩産の木材を活用 など

奥多摩・武蔵野の森の回復状況に合わせた対応 など



例：二俣尾・武蔵野市民の森で開催している森の市民講座



例：多摩産の木材を活用した二俣尾の自然体験館

「公共の緑と水辺の方針」～緑と水の魅力を輝かそう～

基本
施策 **2** 緑と水が持つ効果を高める

緑と水辺は潤いや安らぎを与えてくれるだけでなく、私たちの生活を防災などの面から支え、生物の生息環境としても重要です。今後は、そのような効果や役割を再認識し、大切な緑と水辺を良好に守り育てため、長期的な財政予測を踏まえた計画的で効率的な維持管理を行い、新たな魅力となる緑を創出していきます。このような視点を踏まえ、以下の施策を進めます。

個別施策

①公園緑地などの機能と維持管理の充実

「公園・緑地リニューアル計画*」の中で公園緑地の機能と魅力の再生や緑被地の確保のあり方について検討します。また、街路樹などは長期的な視点をもった計画的な更新に取り組めます。

【主な取り組み例】

<p>「公園・緑地リニューアル計画」を改定し、地域のオープンスペースも考慮した公園緑地の配置検討・整備とリニューアルを実施 【行政】短期</p>	<p>農業ふれあい公園などの特色のある公園緑地の整備など 地域のオープンスペース*を考慮した公園緑地の配置検討と整備 など 公園緑地の機能と魅力の再生を行うリニューアルの実施。新たな整備においては、周辺の緑と一体的な景観形成と機能（遊び・憩いなど）の補完 など</p>
<p>長期的な視点を見据えた更新方法の検討 【行政】中期</p>	<p>樹木診断などと合わせ、長期的な視点をもった計画的な更新を実施 など 剪定による発生材の利活用の研究 など</p>

②水と緑の軸・緑の拠点の継承

水辺などの環境を保全する取り組みと新たな緑の創出とともに、先人が育んできた歴史ある緑と水辺の大切さを学び共有する取り組みを実施します。

【主な取り組み例】

<p>水と緑の軸・緑の軸を構成する水辺と街路樹、緑の拠点となる雑木林などを守り、次世代へ継承し生物多様性・雨水浸透・延焼防止効果・ヒートアイランド現象緩和などに寄与する緑を創出 【市民・行政】中期-長期</p>	<p>玉川上水の緑の保全に向けた関係機関との連携、千川上水の散策路などの整備、仙川水辺環境整備のあり方を検討 など 道路緑化の推進 など まとまった緑がある大学や団地などと情報交換や課題を共有し、緑の軸・緑の拠点を強化する取り組みを実施 など 地域の大切な緑として親しまれる学校の緑の保全・活用など 境山野緑地や本村公園などの樹林について、様々な視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討 など</p>
---	---

③景観を高める緑の創出

良好な緑や水辺を継承していくとともに、新たな魅力や美しい街並を



例：緑豊かな境南通りのケヤキ並木



例：計画的に街路樹の更新を実施している中央通り



例：道路の整備に伴い創出されたオープンスペース

構成する緑を創出していきます。

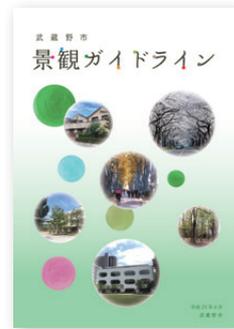
【主な取組み例】

公共施設や市の玄関口となる駅周辺での良好な緑の景観の創出

【行政】中期

公共施設や道路の緑化について、維持管理を見据えた質の高い緑が創出されるよう協議を実施 など

「武蔵野市景観ガイドライン*」の指針に従って、周辺に配慮し地域の特性や文化を踏まえた整備となるよう誘導 など



例：景観まちづくりの考え方や、景観誘導基準を示した「武蔵野市景観ガイドライン」

**基本
施策 3 魅力アップとなる活用方法**

本市の公園緑地は、都市の中であって緑と触れあうことができる貴重なフィールドです。本市には、遊びや運動、休憩などで日頃から多くの市民に、親しまれている公園がたくさんあります。また、公園の広場では地域の方によるイベントが開催され、まちにぎわいが生まれています。一方で、あまり利用が見られない公園もあり、身近な空間が有効に活用されていない状況もあります。公園緑地のそれぞれの特色を生かして、日々の暮らしの中で柔軟に使えるように、公園緑地の魅力アップを図るための以下の施策を進めます。

個別施策

①行政課題に対応した公園緑地の活用

子育て世代の交流の場としての利用や健康増進の場としての利用、身近な防災施設としての利用といった様々な行政課題に対応した利用が求められています。一方で、団体利用者どうして、時間と場所の重複や、公園利用者と近隣住民の利用をめぐるトラブルが起きていることから、利用者のニーズや地域からの要望に対応した活用方法を検討します。

【主な取組み例】

健康福祉・保育・地域活性・防災など利用に対応した仕組みづくり

【民間・行政】中期

公園の重複利用や、公園利用者と近隣住民の利用をめぐるトラブル解消に向けた関係部署・地域の連携 など

子どもの見守り、防災・地域活性につながる公園活用 など

遊びや憩いなど機能を強化する活動の支援や子ども・子育て支援の取組みの検討

【民間・行政】短期-中期

引き続きプレーパーク*事業の支援 など

子育て家庭が利用しやすい公園の環境づくりや、公園での子ども・子育て支援の取組みの検討 など

②公園緑地の魅力アップに役立つ運営の仕組みづくり

地域サービスの向上や地域の価値を高めるなど、地域に寄与し日々の暮らしを豊かにしていくために、身近にある公園を地域が主体となって、工夫し活用していくことを推進する取組みや運営の仕組みづくりを検討します。

【主な取組み例】

公園を柔軟に使うための制度の研究

【民間・行政】短期-中期

市民や商店会、地域団体などの地域のニーズに合わせた柔軟な使い方ができる運営の仕組みづくりを検討 など



例：公園でのツリークライミング



例：地域の方による防災訓練を実施した本村公園



例：境冒険遊び場公園のプレーパーク事業



例：健康遊具の講座を実施したグリーンパーク緑地

「民有地の緑の方針」～暮らしに緑の恵みを育もう～

基本
施策
4 個々の緑を地域の緑として育む

都市において防災、ヒートアイランド現象*緩和など重要な役割を担う農地については、大切さを実感する「農」に触れる機会を創出するとともに、国や都の補助制度を活用した生産緑地の買い取りの検討や、生産緑地地区の区域の規模に関する条件の見直しによる指定を進めます。また、歴史ある民家の大木や樹林地の保全について、地域の緑としての認識を高め、サポートしていくために以下の施策を進めます。

個別施策

①「農」と触れあう機会と農地活用の取組み

「農」に触れる機会は、子どもの情操教育にも寄与し都市の生活では貴重です。一人ひとりが大切さを実感し、農地保全につながるよう「農」に関する取組みを進めます。

【主な取組み例】

農体験の機会、食の地産地消の推進など、農地保全につながる取組みを検討 【民間・行政】 中期	公園や公開空地*などで、市内の野菜を販売するファーマーズマーケットの実施 など 農体験ができる農業公園などの整備と、プログラムの検討 など
--	--



例：民有地の大木



例：公園や公開空地などで、野菜を販売するファーマーズマーケット

②地域の緑をサポートする取組み

大切に育まれてきた大木や樹林地を地域の緑として認識を高め、保全について地域でサポートする取組みを検討します。

【主な取組み例】

民有地の樹木・樹林地に対する保全制度の見直し 【行政】 短期	保存樹木などの保全制度の見直し など 将来の文化財への指定を見据えた地域の重要な樹木の保全に対する支援策の検討 など
民有地の緑を地域共有の緑として捉え、自助・共助・公助の連携による取組みを支援 【市民・行政】 中期	地域のボランティアなどによる民有地の緑への支援方法の検討 など



例：市指定天然記念物の成蹊学園のケヤキ並木

5 暮らしを彩る多彩な緑の演出

庭先やベランダの花や緑は、暮らしている人々の温かみを感じることができ、住みよいまちの形成につながっています。そのような緑を育む暮らしを推進し、日々の暮らしの中で緑の良さを実感することで、地域の緑を大切に守り育む意識の醸成につなげていきます。また、多彩な緑を創出する誘導方策や働きかけを行うため、以下の施策を進めます。

個別施策

① 緑を育む暮らしを楽しむ

日々の暮らしの中で緑の良さを実感する機会を創出し、花と緑を通じた地域交流やまちづくりを進めていきます。

【主な取組み例】

暮らしを彩る緑と花に親しむ機会の創出や地域での交流など、緑を育むためのルールづくり、専門家派遣といった支援 【市民・行政】 中期	生垣助成要件の見直し など
	誕生・新築記念の苗木・花苗プレゼント など
	地域で緑を育むルールづくり（緑地協定*） など

② まちを彩る質の高い緑化の推進

緑豊かで良好な街並を増やしていくため、既存の緑化の指導基準の見直しや誘導方策を検討し、一層充実した緑化と良好なオープンスペース*の創出を推進するための働きかけを行います。

【主な取組み例】

既存の指導基準の見直しによる、接道部緑化の充実や緑の質を高める誘導方策を検討 【市民・行政】 短期	緑の質を高める指導基準の見直し など
	接道部緑化*の充実に向けた検討 など
大規模開発などでオープンスペース（公開空地・自主管理公園）を創出する際の質の高い緑化に向けた働きかけ 【民間・行政】 短期	壁面緑化*・屋上緑化*などの誘導方策の検討 など
	緑地の社会・環境価値を評価する手法（認定制度）とインセンティブの研究と検討 など



例：花と緑で彩られた街角の事例



例：住宅の緑が連続した通り



例：開発で創出された民間のオープンスペースの事例



例：緑地の社会・環境貢献を評価するSEGES（シージェス）*に認定されたコピス吉祥寺の屋上庭園

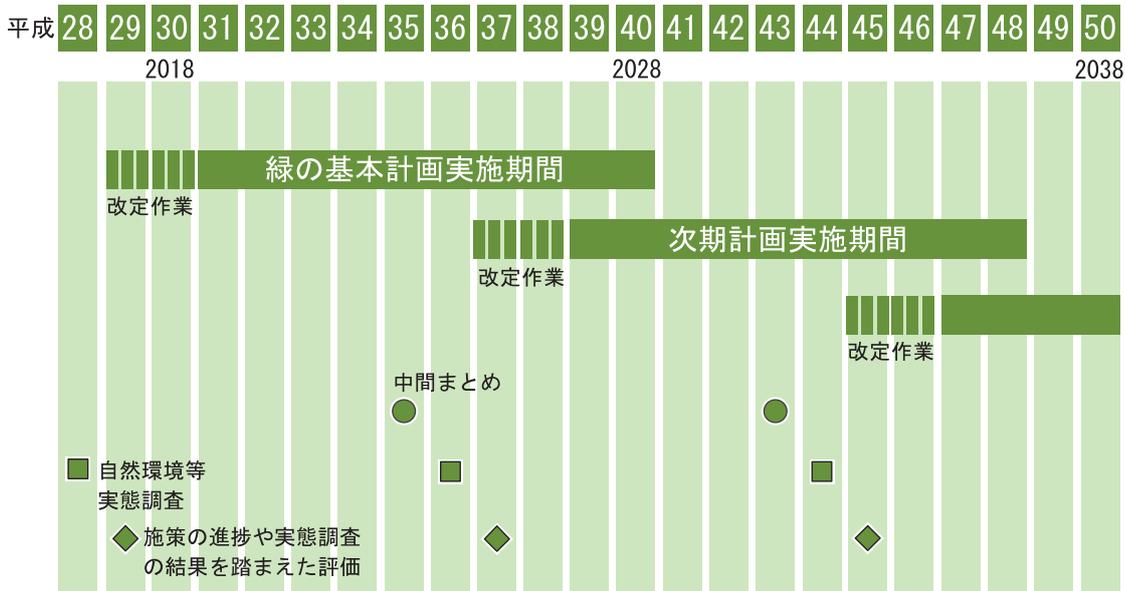
(3) 進行管理

本計画で定めた目標に向けた取組みの進捗状況と効果について、以下のように進行管理を行います。

年度ごとの実績は、市の予算に対して示される事務報告の内容である公園緑地の整備状況と改修状況、緑化指導件数、保存樹木などの指定状況、緑化推進事業の開催状況などとして整理・公表します。

また、中間まとめとして5年に1度を目途に、本計画の個別・具体的取組み状況の把握・検証を行い、進捗状況を各分野と共有します。

計画の改定は、長期計画の策定期間と合わせて実施することとし、自然環境等実態調査（緑被率など）は、これに付随して実施します。この調査では、本計画の目標である市全体の緑被率、緑視率、緑の満足度といった視点による検証を行います。評価・検証は、行政自身が行うのではなく、市民や専門家を交えた機関により行い、様々な立場の人が関わることにより客観性・公開性の高いものとしていきます。（[図16]）



[図16] 進行管理スケジュール

資料編

目次

資料編	1 個別施策 主な取組み一覧表	43
	2 旧施策の進捗と本計画での対応	44
	3 緑に関する法改正等の解説	48
	4 東京都の緑に関する計画の解説	50
	5 緑のデータ(抜粋編)	51
	6 地域別の緑の特徴	53
	7 緑の仕事	56
	8 暮らしの中で緑を楽しむための主なサポート	57
	9 計画策定の経緯	58
	10 緑化行政の歩み	64
	11 用語解説	65

・本文中に*がある用語は、資料編の 11 用語解説に解説があります。

1 個別施策 主な取組み一覧表

個別施策の主な取組みの一覧表を示します。各施策によって計画策定から実現に向けた準備や実施するための期間が様々なことから、短期・中期・長期の期間を設定し、進めていきます。なお、短期・中期の施策は、実現後も実施していきます。

●●●● 実施までの準備 ——— 実施の時期 ——— 継続実施 ① 個別施策の番号

基本施策と個別施策	実現までの期間			取組む主体
	短期	中期	長期	
1 多様な活動と連携の展開	公園緑地・民間のオープンスペース*の一体的な活用・管理・運営に向けた働きかけ (①)	———	———	民間・行政
	公共や民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 (①)	●●●	———	市民・民間・行政
	市民の意見や多様なニーズに合わせた活動の支援。参加につながる市民への情報の発信 (②)	———	———	市民・行政
	日々の暮らしの中で緑の良さを実感する働きかけと機会を創出する取組みを実施 (③)	———	———	行政
	都や近隣自治体と連携した公園・水辺環境の整備 (④)	●	●	市民・行政
	多摩の森林を保全するための自然体験や多摩産材の活用による取組みの充実 (⑤)	●●●	———	市民・行政
2 緑と水が持つ効果を高める	「公園・緑地リニューアル計画」を改定し、地域のオープンスペースも考慮した公園緑地の配置検討・整備とリニューアルを実施 (①)	———	———	行政
	長期的な視点を見据えた更新方法の検討 (①)	●	———	行政
	水と緑の軸・緑の軸を構成する水辺と街路樹、緑の拠点となる雑木林などを守り、次世代へ継承し生物多様性・雨水浸透・延焼防止効果・ヒートアイランド現象緩和などに寄与する緑を創出 (②)	●	———	市民・行政
	公共施設や市の玄関口となる駅周辺での良好な緑の景観の創出 (③)	●	———	行政
3 魅力アップとなる活用方法	健康福祉・保育・地域活性・防災などの利用に対応した仕組みづくり (①)	●	———	民間・行政
	遊びや憩いなど機能を強化する活動の支援や子ども・子育て支援の取組みの検討 (①)	———	———	民間・行政
	公園を柔軟に使うための制度の研究 (②)	———	———	民間・行政
4 個々の緑を地域の緑として育む	農体験の機会、食の地産地消の推進など、農地保全につながる取組みを検討 (①)	●	●	民間・行政
	私有地の樹木・樹林地に対する保全制度の見直し (②)	———	———	行政
	私有地の緑を地域共有の緑として捉え、自助・共助・公助の連携による取組みを支援 (②)	●	●	市民・行政
5 暮らしを彩る多彩な緑の演出	暮らしを彩る緑と花に親しむ機会の創出や地域での交流など、緑を育むためのルールづくり、専門家派遣といった支援 (①)	●	●	市民・行政
	既存の指導基準の見直しによる、接道部緑化の充実や緑の質を高める誘導方策を検討 (②)	———	———	市民・行政
	大規模開発などでオープンスペース（公開空地*・自主管理公園）を創出する際の質の高い緑化に向けた働きかけ (②)	———	———	民間・行政

2 旧施策の進捗と本計画での対応

旧計画の31施策の進捗と本計画での対応を示します。

	旧計画の施策	現況	進捗	
1	公園緑地の整備・拡充	・2ha以上の公園緑地の整備・拡充 ・市民緑化基金(仮称)の創設の検討 ・立体都市公園制度活用の検討	・公園緑地61.60ha→63.99ha(2.39ha増加) ・既存の制度との関連から未検討 ・具体的な案件なし	↑
2	学校の緑の充実	・ビオトープを活用した環境教育 ・学校の緑化・緑の活用・維持管理	・学校ビオトープ*を活用した講座の実施 ・記念樹や大木は維持管理が課題	↑
3	公共施設の緑化	・公共施設緑化基準の策定 ・緑被地面積の確保(目標31.3ha)	・公共施設の緑化方策の整理が難しく未策定 ・公有地の緑被地91.83ha→107.02ha(15.19ha増加)	↑
4	壁面・屋上緑化*の推進	・緑化を誘導する助成制度の研究	・情報収集のみ	↓
5	緑化指導の推進	・民間開発などによる都市公園*と緑地の創出 ・地区計画や緑地協定などのまちづくりの働きかけ	・都市公園(提供公園)0.1ha増加 緑地34.4ha増加 ・「武蔵野市まちづくり条例*」を平成20年に制定し緑化指導を実施。緑地協定の締結、地区まちづくり計画の認定など	↑
6	緑の創出施策の研究と実施	・緑化指導などの規制と接道部緑化などの助成の支援の研究と実施	・情報収集のみ	↓
7	仙川水辺環境整備基本計画*の推進	・事業の推進と整備完了	・約1.0km区間を整備。未整備区間は整備手法や維持管理費に課題があり未整備	↑
8	千川上水の整備	・「千川上水整備計画」の策定と整備	・平成22年に「千川上水整備基本計画*」を策定。10力年計画の整備を実施	↑
9	玉川上水沿線の緑化	・東京都や周辺自治体と連携した緑地保全と沿道住宅の接道部緑化の推進	・関係機関や市民団体と連携して情報交換を実施。一部区間で遊歩道を整備	↑
10	道路緑化・緑道整備の推進	・道路の緑被地面積の確保(目標32.7ha) ・グリーンパーク緑地の拡充・整備	・道路の緑被地30.23ha→25.92ha(4.31ha減少) ・グリーンパーク緑地1.30ha→1.45ha(0.15ha増加)	→
11	接道部緑化*の推進	・接道部緑化の推進・啓発(目標73,000m)	・接道部緑化63,538m→70,173m(6,635m増加)	↑
12	公園緑地の適正な維持管理	・公園の維持管理に関するガイドラインの策定 ・地域住民によるルールづくりの支援	・平成27年に「公園緑地等維持管理ガイドライン」を策定し、効率的かつ適正な維持管理を実施 ・個別事情によるところが多く整理が困難	↑
13	街路樹の適正な維持管理	・街路樹の計画的な維持管理 ・中央通りの桜並木の更新 ・地域が関わる維持管理体制の検討	・樹木診断と危険木の植替えの実施 ・個別事情によるところが多く整理が困難	↑
14	樹木・生垣の保全	・民有地の保存樹木・生垣の指定の推進(保存樹木*目標800本/保存生垣*目標4,000m) ・制度の見直しと清掃など助成の検討 ・保存樹木を通じた意識づくり	・保存樹木685本→878本(193本増加) ・保存生垣3,460m→4,034m(574m増加) ・公平性の観点から一律補助のまま ・ホームページなどで啓発に取り組んでいるが、落葉など維持管理が課題	↑
15	樹林地の保全	・保存樹林*の指定の推進(目標10件) ・保全制度の見直し ・情報発信と普及啓発の充実	・保存樹林指定件数4件→4件 ・民間樹林地面積30.71ha/379箇所(調査対象を1,000㎡から300㎡に見直ししたため現況を記載) ・財政上の制約から具体的になっていない ・ホームページなどで啓発に取り組んでいる	→

凡例 ↑ 実施、または実施により成果のあった施策
 (目標は達成していないが一定の成果を得た施策を含む)
 → 実施したが、緑の量などが低下した、または当初と状況が変わっていない施策
 ↓ 未実施

本計画での対応	施策番号
・「公園・緑地リニューアル計画*」を改定し、地域のオープンスペース*も考慮した公園緑地の配置検討・整備・リニューアルを実施	基本施策-2-①
・地域の大切な緑として親しまれる学校の緑の保全・活用	基本施策-2-②
・公共施設の維持管理を見据えた質の高い緑の創出と「武蔵野市景観ガイドライン*」の指針に従った緑化の誘導	基本施策-2-③
・壁面緑化・屋上緑化などの誘導方策の検討	基本施策-5-②
・緑の質を高める指導基準の見直しと接道部緑化の充実に向けた検討 ・大規模開発などでオープンスペースを創出する際の質の高い緑化の働きかけ	基本施策-5-②
・緑の質を高める指導基準の見直しと接道部緑化の充実に向けた検討 ・大規模開発などでオープンスペースを創出する際の質の高い緑化の働きかけ	基本施策-5-②
・仙川水辺環境整備のあり方を検討	基本施策-2-②
・千川上水の散策路などを整備	基本施策-2-②
・玉川上水の緑の保全に向けた関係機関との連携	基本施策-2-②
・道路緑化の推進と樹木診断などと合わせ、長期的な視点をもった計画的な更新を実施 ・公園緑地などの機能と維持管理の充実	基本施策-2-②、 2-①
・生垣助成要件の見直し	基本施策-5-①
・長期的な視点をもった計画的な更新方法の検討 ・行政課題に対応した公園緑地の活用と魅力アップに役立つ運営の仕組みづくり	基本施策-2-① 基本施策-3-①・②
・樹木診断などと合わせ、長期的な視点をもった計画的な更新を実施	基本施策-2-①
・民有地の樹木に対する保全制度の見直し ・接道部緑化の充実に向けた検討	基本施策4-② 基本施策5-②
・民有地の樹林地に対する保全制度の見直し ・民有地の緑を地域共有の緑として捉え、自助・共助・公助の連携による取組みを支援 ・緑の良さを実感できる情報の紹介と働きかけ	基本施策-4-② 基本施策-1-③

	旧計画の施策	現況	進捗	
16	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 市民農園・農業公園・体験農園の整備(目標9箇所) 農業景観の保全・文化の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 農地面積33.90ha → 28.78ha (5.12ha減少)。相続税の負担や担い手不足などが課題 市民農園など6箇所→9箇所(増加) 農業体験事業の実施 	→
17	公園の改修(リニューアル)	<ul style="list-style-type: none"> 改修計画の策定と実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年に「公園・緑地リニューアル計画*」を策定し、リニューアルを実施 	↑
18	駅周辺の緑の充実	<ul style="list-style-type: none"> 駅とその周辺の個性に応じた緑化 	<ul style="list-style-type: none"> 吉祥寺駅の駅ビル更新時の緑化 3駅の駅前広場の整備時に緑地帯や既存樹木を可能な限り残して整備 	↑
19	境山野緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 境山野緑地検討委員会提言の里山としての保全と活用・施設整備・管理運営に関する計画の検討 市民の理解と協働による更新整備 	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、様々な視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討中 	→
20	緑の循環システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥場の整備。(目標40箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥場30箇所→14箇所。東日本大震災後の放射能問題により縮小したが、一部再開 	→
21	自然環境センター(仮称)の設立	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働の支援基盤となる自然環境センター(仮称)の設立 	<ul style="list-style-type: none"> マンパワーの負担により設立に至っていない 	↓
22	みどりのサポーター制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに関わるみどりのサポーター登録(目標500人) 	<ul style="list-style-type: none"> みどりのサポーター0人。登録制度ではなく、多くの市民が緑に親しめるよう緑の講座などを実施 	→
23	市民緑化基金制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業や個人からの募金を「市民緑化基金」として運用し、緑化推進・普及啓発事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 既存制度との関連から未検討 	↓
24	緑の表彰制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 緑に関する活動を推進し、活動内容に理解を深めるため、表彰制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 緑のフォトコンテストなどを実施 	↑
25	緑の総合相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの相談と情報提供に対応するため「緑のコンシェルジュ」を確立 	<ul style="list-style-type: none"> マンパワーの負担により確立に至っていない 	↓
26	民間活力を利用した緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の緑化の取組みの働きかけ グリーンパートナー制度と連携した緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「武蔵野市まちづくり条例」による緑化指導 環境対策などに貢献しているが、連携した緑化推進は未検討 	↑
27	緑化・環境市民委員会*の活用	<ul style="list-style-type: none"> 委員会による緑のまちづくりの継続 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27・28年度に第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会を実施し、提言書を取りまとめ 	↑
28	市民主体の環境講座、啓発事業実施	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な講座メニューの展開 市民主体の啓発事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市が市民活動団体に委託して緑の市民講座を実施。情報発信や啓発に取組む 	↑
29	緑の情報の発信と共有	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズにあった情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野市の緑・環境の情報誌「みちまちみどり」の発行。その他市内の緑を紹介するパンフレットを発行 	↑
30	緑を支える活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 緑のボランティア事業助成の見直し 支援事業についての情報提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 緑ボランティア団体事業助成の案内を作成し周知 	↑
31	多様な主体による緑の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 緑ボランティア団体を増やす(目標40団体) 地域が主体で民間の緑を維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 緑ボランティア団体20団体→25団体(増加) 子どもや市民団体による年2回の花壇緑化の実施と民有地の生垣の刈込みを行うモデル事業を実施 	↑

本計画での対応	施策番号
<ul style="list-style-type: none"> ・農体験の機会、食の地産地消の推進など、農地保全につながる取組みを検討 	基本施策 -4- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・「公園・緑地リニューアル計画」を改定し、公園緑地の機能と魅力の再生を行うリニューアルの実施 	基本施策 -2- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口となる駅周辺の良い緑の景観を創出、「武蔵野市景観ガイドライン*」の指針に従って地域の特性や文化を踏まえた整備を誘導 	基本施策 -2- ③
<ul style="list-style-type: none"> ・将来に引き継ぐための樹木の保全方法を検討 	基本施策 -2- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・剪定による発生材の利活用の研究 	基本施策 -2- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境を学ぶ機会」の創出における NPO 団体との連携 	基本施策 -1- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境を学ぶ機会」の創出における NPO 団体との連携 ・公共・民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 ・市民の意見や多様なニーズに合わせた活動の支援 	基本施策 -1- ① 基本施策 -1- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の社会・環境価値を評価する手法（認定制度）とインセンティブの研究と検討 	基本施策 -5- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の社会・環境価値を評価する手法（認定制度）とインセンティブの研究と検討 	基本施策 -5- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の良さを実感できる情報誌やまちの緑に関する冊子の作成 ・緑の市民講座などの協働事業の実施 	基本施策 -1- ③ 基本施策 -1- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発などでオープンスペース*を創出する際の質の高い緑化の働きかけ 	基本施策 -5- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見や多様なニーズに合わせた活動の支援 	基本施策 -1- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・公共・民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 ・参加につながる市民への情報の発信 	基本施策 -1- ① 基本施策 -1- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の良さを実感できる情報誌やまちの緑に関する冊子を作成 	基本施策 -1- ③
<ul style="list-style-type: none"> ・公共・民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 	基本施策 -1- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・公共・民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 ・参加につながる市民への情報の発信 ・民有地の緑を地域共有の緑として捉え、自助・共助・公助の連携による取組みを支援 	基本施策 -1- ① 基本施策 -1- ② 基本施策 -4- ②

3 緑に関する法改正等の解説

(1) 都市緑地法について

「都市緑地法」とは、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。平成29年の法改正により、これまで以上に民間のノウハウを活かして、緑・オープンスペース*の整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、以下の内容が拡充・追加されました。

都市緑地法の改正ポイント

緑地保全・緑化推進法人制度の拡充	・ 緑の保全や緑化の担い手として民間主体を指定する制度の拡充：緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）の指定権者を知事から市町村に変更。指定対象にまちづくり会社などを追加
市民緑地認定制度の創設	・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設：まちづくり会社などの民間主体が、市区町村長による設置管理計画の認定を受け、市民緑地を設置・管理
緑化地域制度の改正	・ 商業地域などの建ぺい率の高い地域における都市緑化の推進：緑化率の最低限度の基準の見直し（屋上緑化などの普及を踏まえ、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能に）
緑地の定義への農地の明記	・ 農地を緑地政策体系に位置づけ：緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化
緑の基本計画の記載事項の追加	・ 緑の基本計画に、公園の「管理」の方針と都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策などの計画的な管理と都市農地の計画的な保全を推進

緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項

（都市緑地法運用指針参考資料、平成23年10月、国土交通省都市局）

この資料では、緑の基本計画の策定または改定時において、生物多様性の確保に当たって配慮することがとりまとめられ、本計画の策定にあたり参考資料として活用しました。

生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

（平成30年4月、国土交通省都市局公園緑地・景観課）

この手引きは、緑の基本計画に生物多様性の観点を加えることで、地方公共団体による都市の生物多様性確保の取組みが一層推進されることを期待し策定されました。

以下のような事項の記載例が示されています。

基本理念・方針に記載する例	・ 生物多様性の地域における重要性 ・ 生物多様性に配慮した緑地の保全方針 ・ 生物多様性保全に係る取組みや市民参画に係る方針
緑地の配置方針に記載する例	・ 中核地区・拠点地区・回廊地区・緩衝地区となる緑地の概説を含む配置方針 ・ 中核地区・拠点地区・回廊地区・緩衝地区の形成する緑の回廊マップ

(2) 都市公園法について

「都市公園法」とは、都市公園*の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。平成29年の法改正により、これまで以上に都市公園の再生・活性化を推進するため、以下の内容が拡充・追加されました。

なお、都市公園法に基づき定める都市公園の設置及び管理については、都市緑地法に規定する緑の基本計画に即して行うよう努めることが示されています。

都市公園法の改正ポイント

都市公園で保育所などの設置が可能	・ 国家戦略特区*以外の都市において、オープンスペースの機能を損なわない範囲で保育所、その他の社会福祉施設の設置が可能
民間事業者による公共還元の収益施設の公募設置管理制度創設	・ 公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園において売店などの公園施設を設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きのこと ・ 設置する施設の収益を公園整備などに還元することを条件に、事業者は特例措置が適用される。（設置管理許可期間の延伸、建ぺい率の緩和など）
公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸	・ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、ノウハウを活用して行う手法 ・ 公園施設を整備する場合の設置管理許可期間を10年から30年に延伸が可能
公園の活性化に関する協議会の設置	・ 公園管理者が地域住民などと公園利用のルール、イベント実施に向けた情報共有・調整などについて協議する仕組みを導入
都市公園の維持修繕基準の法令化	・ 都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を行うことを義務付け、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底

(3) 生産緑地法等について

「生産緑地法」とは、生産緑地地区*における都市計画に関して必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。平成29年の法改正により、都市の貴重な緑地として、緑地政策体系に「農地」が位置付けられ（都市緑地法の一部改正）、生産緑地法の他に都市計画法などが改正され、以下の内容が拡充・追加されました。

生産緑地法等の改正ポイント

生産緑地地区の面積要件の引下げ	・ 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市町村が条例で引下げ可能に（300㎡）
生産緑地地区における建築規制の緩和	・ 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能に。ただし、相続税の納税猶予制度は対象外
特定生産緑地制度	・ 所有者などの意向をもとに、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる ・ 指定された場合、市町村に買取申出ができる時期は「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期される。10年経過後は、改めて所有者などの同意を得て、繰り返し10年の延長が可能
田園住居地域の創設	・ 住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設（都市計画法） ・ 居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発・建築規制を通じてその実現を図ることを目的とする。

(4) 森林環境税と森林環境譲与税の創設について

地球温暖化防止や災害防止など多面的な機能を有する森林について、地方公共団体が森林整備などを行うために平成31年度の税制改正において森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）が創設されます。

多摩の森林保全の事業を実施する本市においては、引き続き森林整備に対する市民の理解を得るための取組みや森林環境譲与税の用途などについて検討していきます。

4 東京都の緑に関する計画の解説

本市の「緑の基本計画」の策定にあたり、関連する東京都の緑に関する計画について解説します。

東京都の緑に関する計画

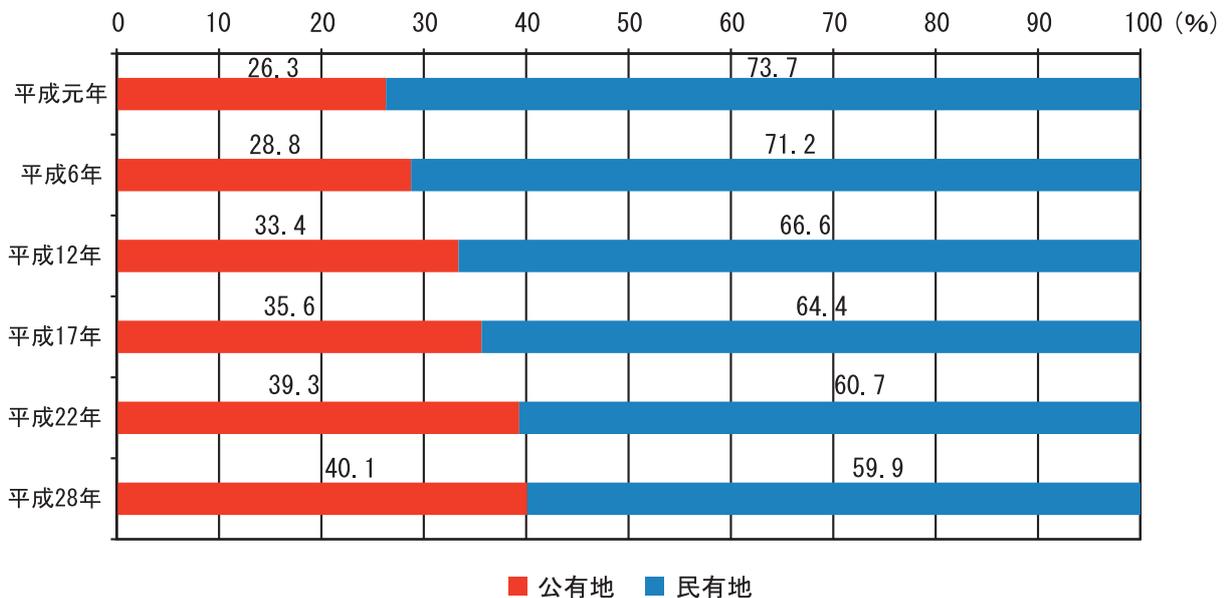
都市づくりのグランドデザイン 平成29年9月(2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す計画として策定された。 ・7つの戦略のうち、緑に関しては、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、暮らしにゆとりや潤いを与え、四季折々の美しい風景が感じられるまちづくりを進めることが示されている。 ・また、都民や民間事業者と市区町村などの様々な主体が連携して魅力的なまちづくりを進めるために、個別の拠点や地域について将来像の一端が示されている。
緑確保の総合的な方針 平成22年5月(2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくため、都と23区26市3町1村が策定し、計画的に緑の保全に取り組む方針が示された。
緑確保の総合的な方針 改定 平成28年3月(2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりで生まれる緑と既存の緑との連携を進め、これまで以上の緑への配慮や目指すべき地域の緑の姿を示す指針が必要であり、既存の緑の保全やまちづくりの方向性をとりまとめる試みを確実なものとするために改定された。 ・更なる緑の確保を進めるため、確保地を追加した。 (本市では関前5丁目0.12ha 農地)
都市計画公園・緑地の整備方針 平成18年3月(2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・都と区市町は、「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を実現するため、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進を目指し、整備方針が共同で策定された。
都市計画公園・緑地の整備方針 改定 平成23年12月(2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園・緑地の事業進捗や社会情勢の変化に対応し、既定計画の充実を図りながら、防災の視点を重視した整備方針として改定された。
パークマネジメントマスタープラン 平成16年8月(2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の新しい魅力や可能性を発掘する事業を実施し、結果を評価して継続的に改善を行うことにより、時代のニーズにあった顧客満足度の高い公園経営を実践することを目的とし、都立公園で行っていく10年程度の方向性と取組み、必要な仕組みが定められた。 ・規制から緩和へ、自己完結から連携へ、行政主導から協働へといった改革に取組み、より開かれた公園緑地行政を目指す。
パークマネジメントマスタープラン 改定 平成27年3月(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初のマスタープランによる成果や生物多様性保全などの地球環境への意識の高まり、東日本大震災の発生、オリンピック・パラリンピックの開催決定などの社会状況の変化を踏まえ、新たな10年を見据えて改定された。

5 緑のデータ(抜粋編)

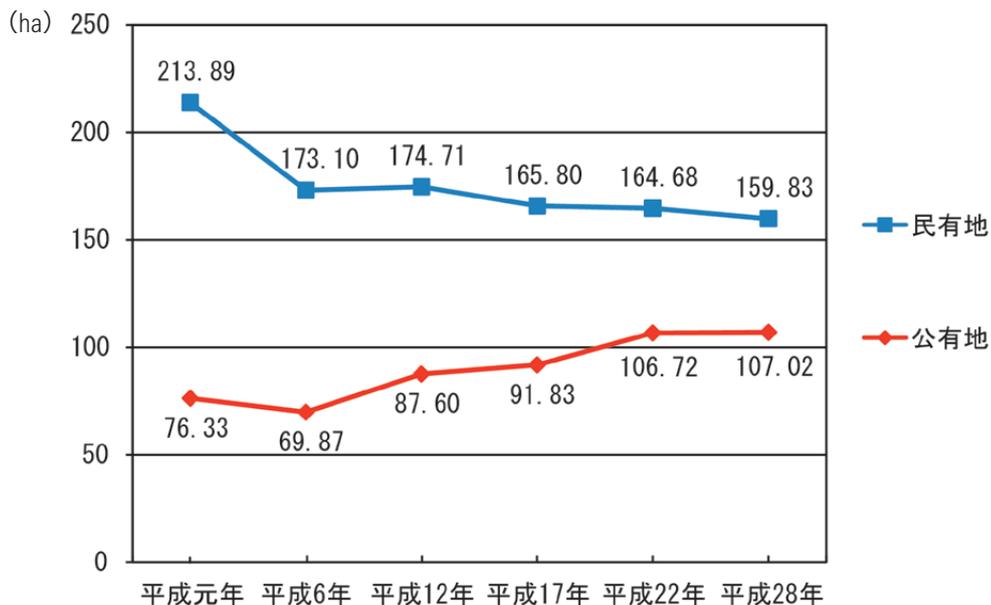
第3章の4「計画の目標」であげた目標値について補足説明します。(詳細なデータは、市全域の緑の現況を多面的に把握するために実施した調査の報告書「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書」(平成29年4月)を参照。)

(1) 緑被地面積の割合について

市内の緑被地は、平成28年では、民有地が6割、公有地が4割の割合となっています。年々、民有地の緑被地は減少傾向にあり、公有地の緑被地の割合が増えています。([図1・2])



[図1] 市内緑被地面積の民有地と公有地の割合の推移



[図2] 民有地と公有地の緑被地面積の推移

(2) 緑視率*について

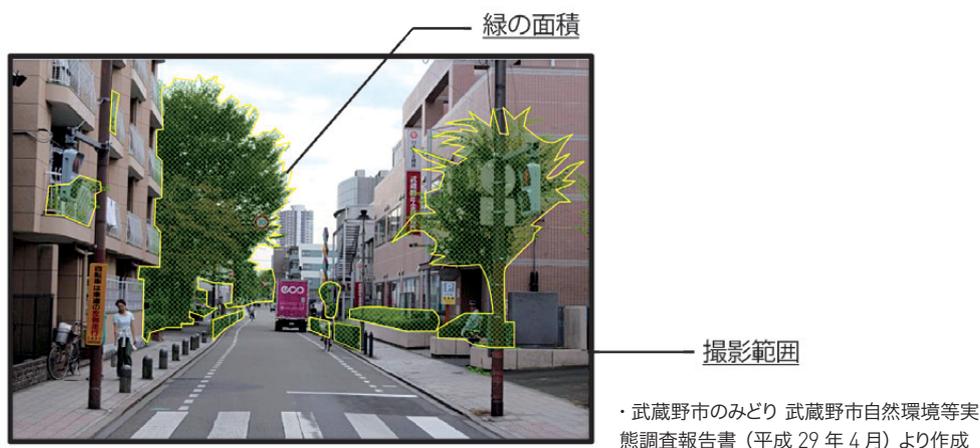
人の目に写る緑の量の割合のことである緑視率を、本計画で新たに目標として設定しました。緑視率の算定方法および地域別の緑視率について以下に示します。

緑視率の算定方法

緑視率は、樹木・草地・壁面緑化・プランターの緑を対象とします。

緑視率25%の目安について、国土交通省のアンケート調査（「～真夏日の不快感を緩和する都市の緑の景観・心理効果について～都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について（平成17年8月）」）で、「緑が多い」から「緑が少ない」までを5段階で聞き、その結果、緑視率がおよそ25%を超えると緑が多いと感じはじめる結果が得られました。そのため、緑視率25%以上が目標値の目安になると考えられます。

$$\text{緑視率の算定方法} = (\text{緑の面積}) \div (\text{撮影範囲})$$



地点別の緑視率について

図3は、平均緑視率の分布図です。緑町の武蔵野緑町パークタウン内（図中の8-3、67.8%）、次いで吉祥寺北町の成蹊学園のケヤキ並木（図中の2-5、56%）、桜堤の集合住宅のサクラ並木（図中の12-2、55.6%）の順で高くなっています。

吉祥寺南町の吉祥寺駅南口（図中の4-3、1.1%）は平均緑視率が最も低く、次いで吉祥寺南町の井ノ頭通りと水門通りの交差点（図中の4-2、4.3%）、西久保の住宅街（図中7-1、4.8%）の順で低くなっています。

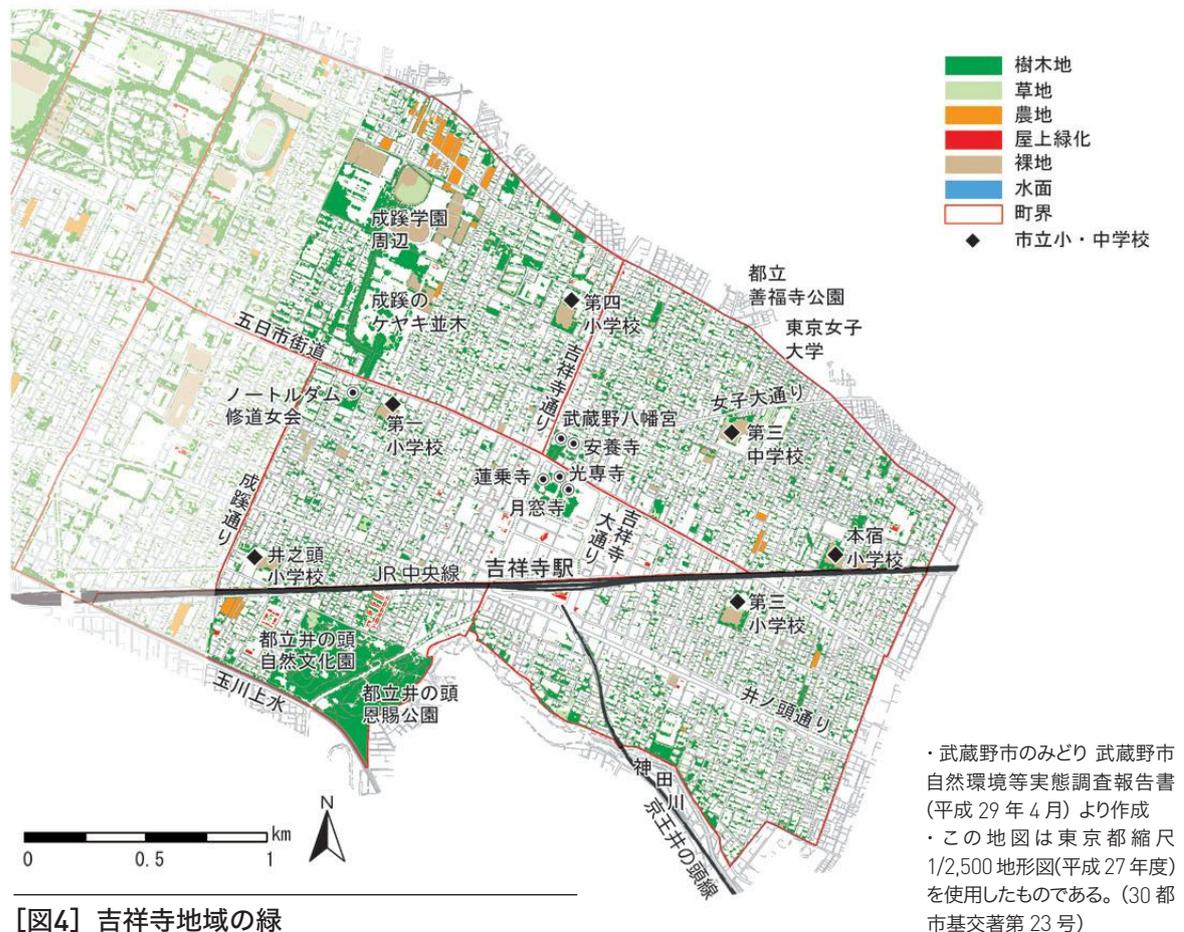


【図3】 地点別平均緑視率分布図

6 地域別の緑の特徴

吉祥寺地域

吉祥寺地域は、都立井の頭恩賜公園や成蹊学園と周辺のまとまった緑のほか、地域の多くの部分を占める住宅地内の庭木や生垣の緑が特徴的です。また、五日市街道沿いには社寺境内の樹林地が点在しています。緑被地の推移をみると、住宅の建替えや駐車場化による樹木地の減少や戸建て住宅の建設による農地の消失がみられました。一方で公園の新設による樹木地と草地の増加、駅の商業施設と集合住宅の屋上緑化の面積の増加がみられました。



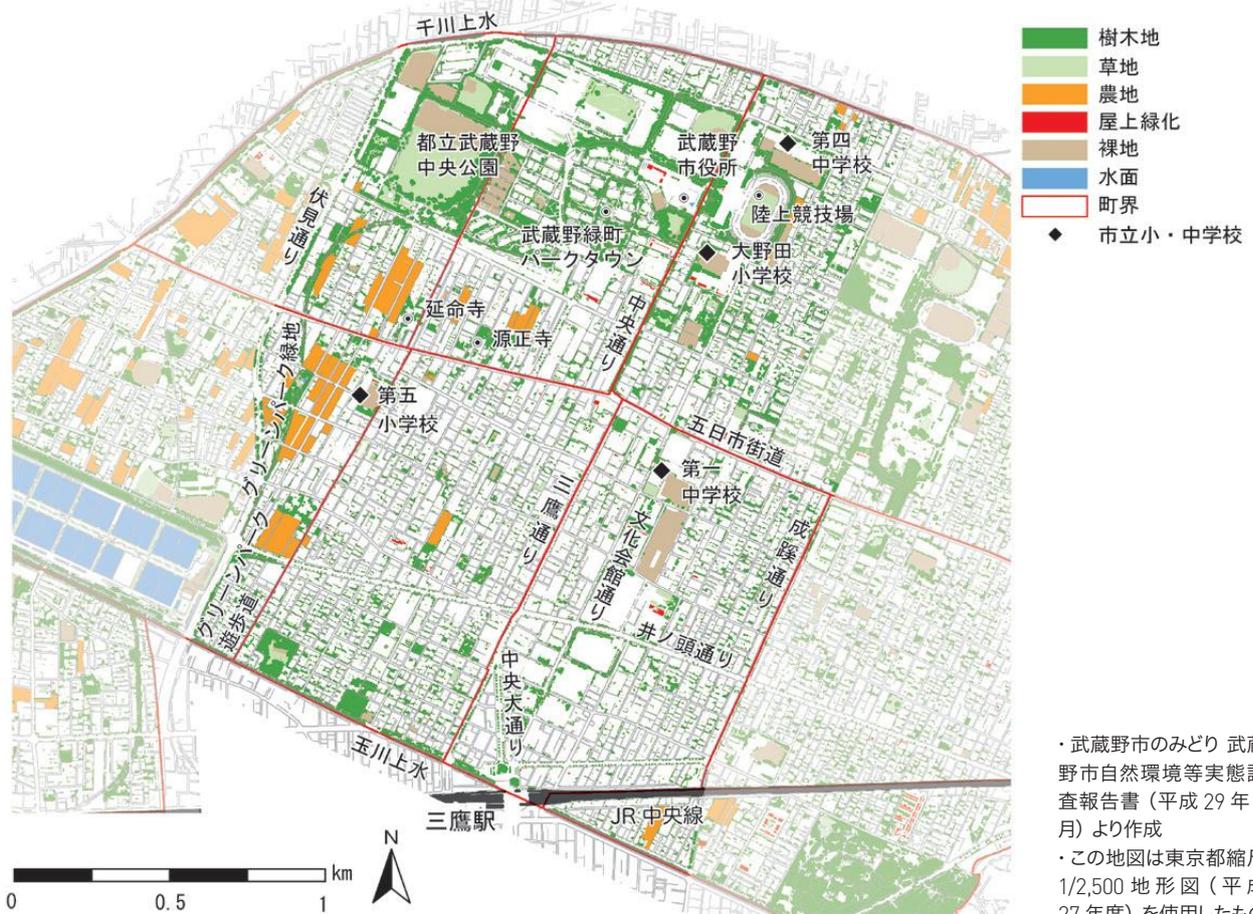
【図4】 吉祥寺地域の緑

主な緑の資源

拠点となる公園・緑	都立井の頭恩賜公園、成蹊学園周辺 など
水と緑の軸	玉川上水、神田川
緑の軸	吉祥寺通り、井ノ頭通り、成蹊通り、吉祥寺大通り など
公園緑地	松籟公園、東町公園、八幡通り公園、木の花小路公園、むさしの自然観察園、吉祥寺北緑地、吉祥寺東緑地、南町苗木畑公園、吉祥寺の杜宮本小路公園 など
民有地の緑	住宅の庭木、接道部緑化、駅周辺の商業施設の緑化 など
社寺境内の緑	武蔵野八幡宮、四軒寺（光専寺・月窓寺・蓮乗寺・安養寺）、ノートルダム修道女会 など
名木・並木道	成蹊のケヤキ並木、吉祥寺大通りのヤナギ、吉祥寺旧本宿のケヤキ
農地	吉祥寺北町3丁目の生産緑地 など
市民参加の緑	木の花小路公園、吉祥寺通り市民花壇、北町こども広場、東町防災広場、東町公園、本田北公園、吉祥寺の杜宮本小路公園 など

中央地域

中央地域は、市役所や市民文化会館などの公共施設が集まっています。企業の研究施設や、都営住宅・UR都市機構住宅など、大規模な土地利用が多いことも特徴です。グリーンパーク緑地および遊歩道が南北方向の緑の軸を形成し、その周囲には農地が残っています。また、地域の東西を玉川上水・千川上水が流れ、水路沿いの緑が東西の水と緑の軸を形成しています。緑被地の推移をみると、戸建住宅地に集合住宅や商業施設が整備され、屋敷林の消失がみられた地域がありました。一方で、公園の樹木の成長による樹木地の増加や集合住宅の建設により屋上緑化の面積の増加がみられました。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成 29 年 4 月）より作成
 ・この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度）を使用したものである。（30 都市基交著 第 23 号）

【図5】 中央地域の緑

主な緑の資源

拠点となる公園・緑	都立武蔵野中央公園、武蔵野市役所・陸上競技場周辺 など
水と緑の軸	玉川上水、千川上水
緑の軸	グリーンパーク緑地・遊歩道、井ノ頭通り、三鷹通り、中央通り、中央大通り、伏見通り など
公園緑地	西久保公園、野鳥の森公園、こうちゃん公園、関前公園、緑町ふれあい広場 など
民有地の緑	住宅地の庭木、接道部緑化
社寺境内の緑	延命寺、源正寺
名木・並木道	グリーンパーク遊歩道、中央通りの桜並木、源正寺のイヌツゲ、三鷹通りのイチヨウ並木、ふじの実保育園のフジ、伏見通りのイチヨウ・桜並木 など
農地	関前、八幡町の生産緑地 など
市民参加の緑	むさしの市民公園、北町五丁目第 1 緑地、扶桑通り南公園、関前公園かいぼり（観察会）、中央通りさくら並木公園 など

武蔵境地域

武蔵境地域は、玉川上水・境山野緑地・農業ふれあい公園周辺などに武蔵野の面影が残っており、地区の北部（関前）を中心に農地が多く分布していることが特徴です。中央線南側の境南町は住宅地が中心となっています。玉川上水・千川上水・仙川は、水路沿いの緑が東西の水と緑の軸を形成しています。緑被地の推移をみると、建替えや建設に伴う樹木地の消失や宅地開発により農地が消失しました。一方で旧桜堤団地地区のUR都市機構住宅や民間のマンションでは緑が多く確保されたり、既存の公園の樹木地と草地が増えたほか、武蔵野プレイスや新たに建設された集合住宅で屋上緑化が整備されました。



【図6】 武蔵境地域の緑

主な緑の資源

拠点となる公園・緑	都立小金井公園、亜細亜大学周辺、サンヴァリエ桜堤周辺、赤十字病院周辺 など
水と緑の軸	玉川上水、千川上水、仙川
緑の軸	伏見通り、井ノ頭通り、公団通り、境南通り、本村公園、武蔵境通り、新武蔵境通り、都道123号線
公園緑地	境山野緑地、境山野公園、本村公園、上水南公園、境南中央公園、花の通学路、農業ふれあい公園 など
民有地の緑	住宅地の庭木、接道部緑化
社寺境内の緑	杵築大社、観音院
名木・並木道	境南通りのケヤキ並木、市道第84号線のケヤキ並木、亜細亜大学のイチョウ並木、杵築大社の千本イチョウ、個人所有地の名木 など
農地	生産緑地が地域内に点在、農業ふれあい公園
市民参加の緑	市民の森公園、緑の創作園、境南西公園、第2しろがね公園、上水北公園、境南町防災広場、桜堤公園、境山野緑地、本村公園、農業ふれあい公園、武蔵川公園、境冒険遊び場公園 など

7 緑の仕事

本市の緑と水辺の整備・管理・緑化推進などを行う緑のまち推進課の主な仕事を紹介します。

公園緑地・千川上水・街路樹の整備	新たな公園緑地の整備、既存の公園の改修（リニューアル）や拡充、千川上水の植栽・施設の工事、街路樹の植替え・剪定・更新の工事など
公園などの維持管理	遊具・照明灯などの施設の点検・補修、注意看板の設置、清掃、植栽管理（草刈り・芝刈り・剪定・害虫防除）、放置自転車及びバイクの処理
花植え事業	親和ふれあい花壇・かわばた公園・境冒険遊び場公園などの花壇で、市民参加による草花の植付けを夏と冬に実施
公園使用許可	公園の利用申請内容の相談対応
緑化指導	「武蔵野市緑化に関する指導要綱」に基づく、建築を計画する人を対象とした緑化計画の指導・届出受付事務
大木・シンボルツリー2000計画	西暦2000年代に大木2,000本を守り育てて22世紀に引き継ぐためにシンボルツリーを指定。また、指定されている樹木の診断と治療を実施
保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定	民有地の緑を良好な状態で保存していくため、樹木・樹林・生垣の保存指定及び助成を実施
環境緑地の指定	民有地の緑を良好な状態で保存していくために、公開型の緑地として指定
接道部緑化助成	緑被率*・緑視率*の増加を目的に道路に接する部分の緑化に対し助成
寄贈樹	市民などから、寄付の申し出のあった樹木を公園などの施設に移植
未来へ育て苗木すくすく大木計画（誕生記念樹・新築記念樹・一般配布）	子どもの誕生や新築を記念して記念樹を配布しています。また、民間の緑を育むことを目的に苗木を配布
講座・講習会の開催	市民が緑に親しむ講座の実施、市民団体が行う緑の啓発事業に対する支援
緑の募金	東京緑化推進委員会からの協力依頼により学校などで募金を実施
関前公園トンボ池のかいぼり	ヘドロの除去や水草を整理し、本来「トンボ池」に生息しない生物の除去を通じて子どもたちに身近な自然に触れあう場や体験学習の場を提供
緑ボランティア団体事業助成、共催・支援事業	市立公園を拠点として、緑化推進や公園の手入れなどを行うボランティア団体の活動に対して事業費の一部を助成。また、ボランティア団体が行う公園でのイベントを共催で実施
二俣尾・武蔵野市民の森活用事業	二俣尾・武蔵野市民の森*の保全と活用のため、森林整備を実施。また、自然観察などを行う「森林啓発事業」、森の現状を知る「森の市民講座」を実施
基幹ビオトープ*の自然観察と維持管理運営	むさしの自然観察園での自然観察会などのイベントやホテルの観察会の実施
仙川水辺環境整備事業	塵芥処理・除草・土砂清掃・樹木剪定などの維持管理
他課からの工事の対応	学校や体育施設などの屋外施設の設計・施工、樹木剪定などの工事、防火水槽などの防災施設の設置

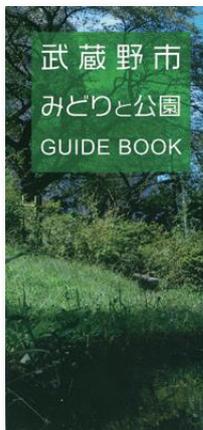
8 暮らしの中で緑を楽しむための主なサポート

緑化と緑の保全に役立つ助成や、市内の緑と水辺についてのパンフレットを紹介します。

(1) 緑に関する主な助成

接道部緑化	目に触れる緑を増やし、快適で安全な生活環境をつくるため、新たな接道部緑化の費用の一部を助成
誕生記念樹	赤ちゃんの健やかな成長を願い、誕生祝いに苗木をプレゼント
新築記念樹	市内に住宅を建築した際、庭などに地植え可能な方に苗木をプレゼント
保存樹林などに対する助成	屋敷林などのまとまった樹林や大木、生垣などの保全のために、市は所有者の同意を得て保存指定。樹木・樹林・生垣の保存指定を受けると助成金が交付される。
緑ボランティア団体	緑ボランティア団体とは市立公園などを拠点として、緑の保全、緑化推進及び公園などの維持に関するボランティア活動を行う団体。団体の活動を支援するために市では団体活動経費の一部を助成

(2) 緑の主なパンフレット



「武蔵野しみどり公園 GUIDE BOOK」
市内のオススメの緑をめぐる5つの散策コースを紹介しています。



「武蔵野市公園街路樹マップ」
市内の公園緑地、街路樹のある通りを記載しているマップです。



「緑と水を守るんジャー!」
市内の緑と水の歴史などをマンガで紹介しています。

9 計画策定の経緯

計画の改定にあたり開催した委員会などのスケジュールと主な内容及び委員会の構成は以下の通りです。

(1) スケジュールと主な内容



(2) ワークショップ

本計画の改定に向けて、公園やオープンスペースの将来像や使い方を検討するにあたり、多様な関わり方を模索し、新たな視点を取り入れるために、市内に在住・在学の大学生や在勤の若い世代を対象とした緑のワークショップ～身近な公園・オープンスペースについて考えてみませんか?～を開催しました。

当日は、市から緑の基本計画や市内の緑、公園緑地の特徴や課題などについて説明を行い、3グループに分かれて「みんなで考える緑・公園のアイデア」をテーマに意見交換会を行いました。意見交換では、“公園に移動式販売があると便利ではないか”、“公園で健康に関するイベントやスタンプラリーをすると面白いのではないか”、“大学生と共同で公園の良さや緑に関する活動のPR方法を検討するのはどうか”など、公園をよりよく利用するためのアイデアなどがたくさん出され、有意義な会となりました。

グループでまとめた意見は、検討委員会に報告しました。

概要

日時	平成 29 年 11 月 21 日 (火)
参加者	16 名
意見交換のテーマ	みんなで考える緑・公園のアイデア

意見交換の様子



(3) 本計画改定の周知イベント

1) 環境フェスタ

「暮らしの中で緑を楽しもう」をテーマにアンケートを実施し、本計画の改定と計画案に対するパブリックコメント*とオープンハウス*の開催のお知らせを行いました。

イベント概要

開催日時	平成 30 年 11 月 11 日 (日) 10:00 ~ 15:00
ブース名	暮らしの中で緑を楽しもう ～「緑の基本計画」の改定を進めています～
主な内容	「暮らしの中で感じる武蔵野市の緑」 「参加してみたいこと」についてアンケート (あてはまるものにシールを貼ってもらう)を実施
参加者	約 200 名



アンケートに答えている様子

アンケート結果

その1 暮らしの中で感じる武蔵野市の緑を選んで下さい。

選択肢	回答数 (多い順)
街路樹	73
水辺の緑	42
公園の樹林	34
公園のいこいの場の緑	18
農地	15
住宅の街並の緑	12
商店街の花と緑	10
民有地の大木	7



その1のアンケートでは、「街路樹」が、最も回答数が多かった。

その2 参加してみたいことを選んで下さい。

選択肢	回答数 (多い順)
農体験	48
公園などでのあそびの体験	44
ファーマーズマーケットやマルシェ	37
自然体験	29
公園などでの健康運動	17
芝生や苗の植えつけ	13
みどりのボランティア	11
みどりの教室、ワークショップ	7



その2のアンケートでは、「農体験」が、最も回答数が多かった。

2) オープンハウス

市内2カ所で、計画案と緑の保全及び緑化推進に関する本市の取組みをパネル展示にて紹介する、オープンハウスを実施しました。市内の緑と計画案の内容を表すイラストマップを用いて、子どもも参加できるクイズを行い、計画案の周知を行いました。

イベント概要

開催場所	武蔵野プレイス 1階ギャラリー	アトレ吉祥寺店地下1階 ゆらぎの広場
開催日時	平成30年12月7日(金) 16:00～20:00	平成30年12月15日(土) 11:00～16:00
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画案の紹介 ・ 暮らしの中で緑を楽しむサポート (緑化と緑の保全に関する助成、公園でのイベント、緑ボランティアなどについて) ・ 緑プロジェクトクイズ(計画案の内容にあてはまるイラストを回答してもらう) 	
参加者	47名 (クイズ参加:29名 パネルのみ閲覧:18名)	104名 (クイズ参加:50名 パネルのみ閲覧:54名)



武蔵野プレイスでのオープンハウス



アトレ吉祥寺でのオープンハウス



このイラストは、平成 30 年 12 月に行ったオープンハウス（緑の基本計画のパネル展示）で使用したイラストです。

(4) 検討委員会及び庁内検討委員会の構成

武蔵野市緑の基本計画検討委員会 委員

(敬称略)

阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 (委員長)
秋田 典子	千葉大学大学院 園芸学研究科 緑地環境学コース 准教授 (副委員長)
池田 泰	NPO プレーパークむさしの 代表理事
小田 宏信	成蹊大学 経済学部 経済経営学科 教授 (第5期緑化・環境市民委員会委員長)
喜内 尚彦	公募市民
小松 由美	Green グリーン吉祥寺 代表
鈴木 圭子	第5期緑化・環境市民委員
曾田 忠宏	公募市民
田中 恒男	農業委員会
平田 一弘	横河電機株式会社

武蔵野市緑の基本計画庁内検討委員会 委員

環境部	環境部長 (委員長)
財務部	施設課長
市民部	生活経済課長
防災安全部	防災課長
環境部	環境政策課長 緑のまち推進課長
健康福祉部	高齢者支援課長
子ども家庭部	子ども政策課長 児童青少年課長
都市整備部	まちづくり推進課長 住宅対策課長 道路課長
教育部	教育企画課長 生涯学習スポーツ課武蔵野ふるさと歴史館担当課長

10 緑化行政の歩み

昭和46年	市民参加で緑化施策や計画の検討を行う「緑化市民委員会」が発足する。
昭和47年	市役所の組織に緑の保護育成と公園行政を担当する部署として「緑と花の課」を設置する。
昭和48年	全国に類を見ない、緑をテーマにした「武蔵野市民緑の憲章」を制定する。
昭和58年	「武蔵野市立公園条例」を施行する。
昭和60年	「武蔵野しみどりの保護育成と緑化推進に関する条例」を制定し、民有地の緑の保全、育成支援が始まる。
	「緑化環境市民委員会」を「緑化・環境市民委員会 [*] 」に改正する。
昭和61年	玉川上水の清流が復活する。
平成元年	千川上水の清流が復活する。
	「公園緑化基金条例」を制定する。
平成5年	市民が緑の情報提供や活動を行う「緑のまちづくりレポーター制度」が始まる。
平成6年	「大木・シンボルツリー2000計画」が始まる。
平成9年	「緑の基本計画(むさしのリメイク)」を策定する。
	「武蔵野市緑化に関する指導要綱」を制定し、建築に伴う緑化指導が始まる。
平成10年	「仙川水辺環境整備基本計画(仙川リメイク) [*] 」を策定し、親水化整備が始まる。
平成12年	「武蔵野市緑ボランティア団体事業助成要綱」を制定し、緑ボランティアの活動への支援が始まる。
平成14年	さらなる緑化推進にあたり「緑化環境専門委員」を設置する。
平成15年	「保存樹木剪定事業要綱」を制定し、民有地の大木の保全策を充実させる。
平成18年	千川上水の管理が都から市に移譲される。
	緑の基本計画改定のための検討委員会を市民参加で設ける。
平成20年	「武蔵野市緑の基本計画2008」を策定する。(平成9年の「むさしのリメイク」を改定)
平成22年	公園緑地の改修において、体系的かつ効率的な公園事業を展開するために「公園・緑地リニューアル計画 [*] 」を策定する。
平成27年	「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会」、「緑に関する市民ワークショップ」を開催する。(～平成28年度)
平成29年	緑の基本計画改定のための「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」を開催する。(～平成30年度)

11 用語解説

あ 行	歩いて行くことのできる公園の整備率	市内の各公園の境界線から外側に 250m 後退した外郭線で囲まれる面積の合計（重複は除く）の、市域面積に対する割合。都市計画道路は横断しないものとし、また公共施設は除く。範囲を 250m とした根拠は、誘致距離の用語解説を参照
	SDGs (持続可能な開発目標)	平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために、環境問題への対策など 17 の目標が示されている。
	オープンスペース	公園・広場・河川・道路・農地など、建物によって被われていない土地の総称
	オープンハウス	市で検討している計画などについて、パネルの展示やリーフレットなどで情報を提供する場。参加者は行政スタッフに質問ができ、アンケートによって意見を述べる事ができる。
	屋上緑化	建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。これにより、建物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸収・吸着機能などの効果があることから、ヒートアイランド現象の緩和が期待されている。
	奥多摩・武蔵野の森事業	森林の恩恵を受ける都市側住民の責務として、水源林でもある森林を守り、健全に育成するために、市・奥多摩町・東京都農林水産振興財団で協定を締結し、平成 16 年度からシカ食害などにより裸地化した森林の整備などに取り組んでいる。
か 行	基幹ビオトープ	身近な自然の回復を行う拠点や、市内の小学校の学校ビオトープとの連携の基幹となるビオトープのこと。本市では吉祥寺北町のむさしの自然観察園が役割を担っており、動植物を飼育する機能と観察する機能を持つ。
	吉祥寺グランドデザイン	吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めた本市の計画。平成 31 年度中に改定予定
	企業市民	企業のうち、特に社会の一員として社会に役立つ事業活動を行うという姿勢を有するものを指す。また、市内の企業に勤めている人について市民として捉えること
	景観検討会議	まちづくり条例に規定する、一定規模以上の建築や開発行為などを行う際に、手続きの中で、学識経験者による景観専門委員に意見を聴取する会議のこと
	公園空白地域	公園の誘致距離 250m で配置をみた場合、公園緑地のない地域のこと
	公園施設長寿命化計画	「公園施設長寿命化計画策定指針(案)、国土交通省」に基づき、公園施設について、安全・安心を確保しつつ、計画的に維持管理・更新を行うために策定する計画。本市では平成 26 年に作成
	公園・緑地リニューアル計画	公園緑地の実態の評価と整備方針を明らかにし、それぞれの公園が持つ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって、体系的かつ効率的な公園事業を展開するために、平成 22 年に策定した。
	公開空地	大規模な建築をする際に設置された一般に開放され通行・利用ができる空地のこと
	国家戦略特区	地域を限定した規制緩和や税制面の優遇などにより、民間の創意工夫を引き出し、国際競争力の向上や経済活動の拠点の形成、地域振興などを目的とした国が定める特別区域

さ 行	SEGES(シージェス)	緑の取組みにおいて、優れた効果の評価・認定を行い、緑地の社会・環境価値の見える化を行う、社会・環境貢献緑地評価システム(Social and Environmental Green Evaluation System)。公益財団法人都市緑化機構が実施
	自然樹形	それぞれの樹種が本来もっている樹形のこと。本市ではこの自然樹形を極力活かした剪定を行っている。
	市民緑地認定制度	都市緑地法に基づく制度で、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度
	借地公園	市が国や都、あるいは私有地の土地所有者と一定期間の使用貸借契約を結び、市民に開放している公園緑地
	ストック効果	公園緑地などが持つ様々な機能や資源が、有効に機能することによって得られる効果。都市公園においては、防災性向上、環境維持・改善、健康・レクリエーションの空間提供、景観形成、文化伝承、子育て・教育、コミュニティ形成、観光振興、地域経済活性化などの効果があるとされている。
	生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定めることができる都市計画の制度。本市では、「武蔵野市生産緑地地区の指定に関する条例」が平成30年1月1日から施行された。
	生物多様性国家戦略(2012-2020)	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する平成7年に策定された国の基本的な計画。これまで4度の見直しが行われ、重点的に取組むべき施策の方向性として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し政策に結びつける、といった5つの基本戦略が設定されている。
	接道部緑化	道路に面している生垣または同等の列植した植栽がある奥行き5m以内の高木・中木・低木などの植栽。本市では、目に触れる緑を増やし、快適で安全な生活環境をつくるため新たな接道部緑化費用の一部を助成。新たな植栽とブロック塀を撤去し緑化を行った場合などの費用に対し所有者に助成
	仙川水辺環境整備基本計画(仙川リメイク)	仙川は、小金井市に端を発し、野川を経て多摩川へ流れる一級河川。かつてはコンクリート三面張りの構造で、水がほとんど流れていない川だった。平成10年に策定した「仙川水辺環境整備基本計画」(仙川リメイク)に基づき、自然護岸への改修を行い、これまでに仙川緑地を含む約1km区間を整備してきた。また、都水道局境浄水場からろ過砂処理水を導水して水量の確保に努めてきた。
	千川上水整備基本計画	千川上水は、玉川上水を境橋で分水したもので、昭和46年に通水が途絶えてから、平成元年に東京都の「清流復活事業」により清流が復活し、平成18年に約3.8km区間の管理が東京都から本市へ移譲された。移譲に伴い、平成22年に「千川上水整備基本計画」を策定し10カ年の計画的な整備に取り組んでいる。
た 行	第四期武蔵野市環境基本計画	「武蔵野市環境基本条例」に基づき、本市の環境施策に関する基本的な計画として平成27年に策定した計画
	都市計画区域	都市計画法において定められる区域で、中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備・開発または保全すべき区域のこと。本市は全域が都市計画区域に指定
	都市計画施設	都市計画法において定められる都市施設(道路・公園・上下水道など)のうち、都市計画決定された施設のこと
	都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地
	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、良好な自然環境や風致景観を有するものなど、一定の要件に該当する緑地を保全するために、地方公共団体が都市計画に定める地区。地区の指定により所有者の税金の優遇・管理負担の軽減、及び地域の人々による緑地の活用などを図る。

な 行	農の風景育成地区制度	減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために平成 23 年から施行された東京都の制度。この制度では、区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地などの保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしている。
	パブリックコメント	地方公共団体が計画などを定める際に、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図る意見公募の手法
は 行	ヒートアイランド現象	都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象。 都市の多くが人工的構造物に被われて緑被地が少ないこと、生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染が原因となる。
	ビオトープ	植物があるだけでなく、生物が生息することができる環境であり、互いにつながりをもちながら生息している空間を示す。生物の生育・生息環境を整備したところを指すことが多い。
	二俣尾・武蔵野市民の森事業	森林の恩恵を受けている都市側住民の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然と触れあい、地域の相互交流が図れるよう、市・東京都農林水産振興財団・山林所有者で協定を締結し、平成 13 年から青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
	プレーパーク	自己責任による「自由な遊び」を実現する、公園緑地を舞台にした市民活動から生まれた。「冒険遊び場」とも呼ばれる。プレーパークは、子どもの健全な育成のほか、子どもを通じた地域のコミュニケーションや公園緑地の利用の活性化を促す活動としての効果も大きく、趣旨に賛同する個人や団体が広く公平に利用することができる。
	壁面緑化	建物の壁面を植物で被うこと。これにより、建物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸収・吸着機能などの効果があることから、ヒートアイランド現象の緩和に期待されている。
	保存生垣	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、生垣の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定している。対象は、新設後 3 年以上経過したもので、延長が 5m 以上、高さが 0.6m 以上の生垣。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
	保存樹木	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、大木の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定をしている。対象は健全かつ樹容が美観上すぐれ、かつ一定の基準(幹周り=1.3m 以上、樹高=10m 以上、株立高さ=3m 以上、登はん性(フジやツルなどの登はん性のある植物)=30㎡以上、老木・名木・希少木などで市長が認めるもののいずれか)を満たしている樹木。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
	保存樹林	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、残り少なくなった屋敷林などのまとまった樹林の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定している。面積 300㎡以上の樹林地を対象になる。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
ま 行	三鷹駅北口街づくりビジョン	三鷹駅北口周辺地区の概ね 10 年後の目指すべき街の姿を描き、その方向性と実現に向けた取組みを示した本市の計画
	緑と水のネットワーク	緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺のもつ多様な機能の向上を目指すもの
	緑の政策大綱	緑の保全・創出・活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図ることを目的として現在の国土交通省が平成 6 年 7 月に制定
	武蔵野市第五期長期計画・調整計画	各分野のより具体的な事業計画をまとめた本市の計画。本計画の策定時は、第五期長期計画・調整計画の期間中である。平成 32 年度から 10 年間を計画期間とする第六期長期計画を策定中

ま 行	武蔵野市生物多様性基本方針	生物多様性基本法が定める生物多様性地域戦略として平成 29 年に策定。生物多様性の恵みを持続的に持ち続けるために、生物多様性に関する施策の方向性を示している。
	武蔵野市地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、各主体が連携を図り、災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、災害から市民の生命など守ることを目的とした計画
	武蔵野市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針として平成 12 年に市民参加により策定した計画で、市と市民が共有する本市の今後のまちづくりのビジョンを示した計画。平成 23 年に関連法規の改正や社会情勢の変化などを踏まえ改定を行った。
	武蔵野市農業振興基本計画	農業経営基盤強化促進法に基づき、本市の農業発展の基本目標を示し、長期的視野に立って農業振興施策を進め、農業者・市民・市がともに「安全・安心武蔵野農業」の施策を推進するための計画として、平成 28 年に策定した計画
	武蔵野市景観ガイドライン	今後の景観まちづくりの具体的な方針を共有し、市の魅力を一層高める景観形成を推進するため平成 29 年に策定。景観まちづくりの考え方や景観誘導基準を示している。
	武蔵野市まちづくり条例	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画などの決定における市民参加の手続き、開発事業などに関わる手続きおよび基準などを定めた条例。市民など、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
	武蔵野市立公園条例	市立公園の設置・管理などについて必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とした条例
	武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書	本計画及びその他の各種緑化施策の基礎資料として活用するため、航空写真を用いた緑被の調査・解析、シンボルツリーなどの現地調査及び緑に関する市民意識調査を実施し、市全域の緑の現況を多面的に把握することを目的として、平成 28 年度に実施した調査
や 行	誘致距離	住民が公園を利用する際に容易に利用できる距離の目安。「都市公園法施行令」では、街区公園の誘致距離を 250m とされていたが、改正後（平成 15 年 3 月）は、「都市公園法運用指針」において、より柔軟に地域の状況に即した都市公園の整備を促進するために参考値とされている。
ら 行	緑化重点地区	都市緑地法に規定されている緑の基本計画に定められており、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。本市は、全域を緑化重点地区に位置付けている。
	緑化・環境市民委員会	市民・学識経験者・市民組織及び関係機関により構成された委員会で、「武蔵野市民緑の憲章」の精神に基づき、市長に必要な意見を述べることを目的としている。緑化・環境市民委員会の前身は、昭和 46 年に発足した市民参加で緑化施策や計画の検討を行った「緑化市民委員会」であり、昭和 60 年からは「緑化・環境市民委員会」に改正した。
	緑視率	ある地点における「見た目」の緑の割合で、緑視率 25% 以上で緑が多いと感じるとされる。
	緑地	都市公園・広場・学校などの公共施設緑地、私立大学や社寺教会、大規模団地などの民間施設緑地のほか、生産緑地地区や環境緑地などの法令などで確保された地域性緑地のこと
	緑地協定	都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度
	緑被率	上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に被われた部分）の市域面積に対する割合
わ 行	ワークショップ	まちづくりや公園づくりなどにおける合意形成の方法の一つ。参加者が課題について協力しながら意見交換・集約、共同作業などを行う。

武蔵野市緑の基本計画 2019

平成31年3月発行

発行 …… 武蔵野市

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町2-2-28

編集 …… 武蔵野市環境部緑のまち推進課

TEL …… 0422-60-1863



武蔵野市